

会議録第 34 号（15 の 34）

五戸町議会第 34 回定例会会議録

平成 27 年 12 月 10 日

招 集

五戸町議会議務局

五戸町議会第34回定例会会議録

目次

ページ

会期	1
町長提出議案件名	1
議員提出議案件名	1
陳情件名	2

□12月10日（木曜日）第1号

招集告示	3
議事日程	3
本日の会議に付した事件	3
応招議員	3
出席議員	3
欠席議員	4
事務局出席職員氏名	4
説明のため出席した者の職氏名	4
開会宣告・開議	5
諸般の報告の朗読省略	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
議案第81号から議案第94号まで一括議題	5
提案理由説明（町長 三浦正名君）	5
陳情第10号議題	10
委員会付託	10
休会期間の決定	10
散会	10

□12月14日（月曜日）第2号

議事日程	11
本日の会議に付した事件	11

出席議員	1 1
欠席議員	1 1
事務局出席職員氏名	1 1
説明のため出席した者の職氏名	1 1
開議	1 3
諸般の報告の朗読省略	1 3
一般質問	
◎柏田雅俊君（一問一答）(1)五戸町の表彰について（2）五戸町の教育の現状につ	
いて	1 3
答弁（町長 三浦正名君）	1 4
同じ（総務課長 佐々木万悦君）	1 5
同じ（教育委員会教育長 高橋正之君）	1 6
○柏田雅俊君（再質問）(1)五戸町の表彰について	1 8
答弁（総務課長 佐々木万悦君）	1 9
○柏田雅俊君（再質問）(1)五戸町の表彰について	1 9
答弁（総務課長 佐々木万悦君）	1 9
○柏田雅俊君（再質問）(1)五戸町の表彰について	1 9
答弁（総務課長 佐々木万悦君）	1 9
○柏田雅俊君（再質問）(2)五戸町の教育の現状について	2 0
答弁（教育委員会教育長 高橋正之君）	2 0
○柏田雅俊君（再質問）(2)五戸町の教育の現状について	2 1
答弁（教育委員会教育長 高橋正之君）	2 1
○柏田雅俊君（再質問）(2)五戸町の教育の現状について	2 2
答弁（教育委員会教育長 高橋正之君）	2 2
○柏田雅俊君（再質問）(2)五戸町の教育の現状について	2 3
答弁（教育委員会教育長 高橋正之君）	2 4
○柏田雅俊君（再質問）(2)五戸町の教育の現状について	2 5
答弁（教育委員会教育長 高橋正之君）	2 5
○柏田雅俊君（再質問）(2)五戸町の教育の現状について	2 5
答弁（教育委員会教育長 高橋正之君）	2 5

○柏田雅俊君（再質問）(2)五戸町の教育の現状について	25
◎根森隆雄君（一括）(1)農業における人手不足について（2）五戸川の治水につ て	26
答弁（町長 三浦正名君）	27
同じ（建設課長 山下 淳君）	29
○根森隆雄君（再質問）(1)農業における人手不足について（2）五戸川の治水につ いて	29
答弁（農林課長 畑山敦夫君）	30
同じ（建設課長 山下 淳君）	30
◎大久保 均君（一問一答）(1)平成28年度予算編成に対する基本方針について (2)企業誘致及び地場産業に対する優遇制度につい て（3）五戸町汚水処理基本構想について	30
答弁（町長 三浦正名君）	32
○大久保 均君（再質問）(1)平成28年度予算編成に対する基本方針について	34
答弁（町長 三浦正名君）	35
○大久保 均君（再質問）(1)平成28年度予算編成に対する基本方針について	35
答弁（町長 三浦正名君）	36
○大久保 均君（再質問）(1)平成28年度予算編成に対する基本方針について	36
答弁（農林課長 畑山敦夫君）	36
○大久保 均君（再質問）(1)平成28年度予算編成に対する基本方針について	37
答弁（町長 三浦正名君）	37
○大久保 均君（再質問）(2)企業誘致及び地場産業に対する優遇制度につい て	38
答弁（町長 三浦正名君）	38
○大久保 均君（再質問）(2)企業誘致及び地場産業に対する優遇制度につい て	39
答弁（町長 三浦正名君）	39
○大久保 均君（再質問）(3)五戸町汚水処理基本構想について	40
答弁（町長 三浦正名君）	41
○大久保 均君（再質問）(3)五戸町汚水処理基本構想について	41

答弁（建設課長 山下 淳君）	4 1
○大久保 均君（再質問）（3）五戸町汚水処理基本構想について	4 2
答弁（建設課長 山下 淳君）	4 2
○大久保 均君（再質問）（3）五戸町汚水処理基本構想について	4 2
答弁（町長 三浦正名君）	4 3
○大久保 均君（再質問）（1）平成28年度予算編成に対する基本方針について	4 3
休憩・開議	4 3
◎川村浩昭君（一問一答）（1）防災について（2）夢の森ハイランド現金盗難につ	
いて	4 3
答弁（町長 三浦正名君）	4 4
○川村浩昭君（再質問）（1）防災について	4 5
答弁（町長 三浦正名君）	4 5
○川村浩昭君（再質問）（1）防災について	4 5
答弁（総務課長 佐々木万悦君）	4 6
○川村浩昭君（再質問）（1）防災について	4 6
答弁（建設課長 山下 淳君）	4 6
○川村浩昭君（再質問）（1）防災について	4 7
答弁（町長 三浦正名君）	4 7
○川村浩昭君（再質問）（1）防災について（2）夢の森ハイランド現金盗難につ	
て	4 8
答弁（町長 三浦正名君）	4 8
○川村浩昭君（再質問）（2）夢の森ハイランド現金盗難について	4 9
◎尾形裕之君（一問一答）（1）五戸総合病院の改善について（2）公職選挙法違反に	
ついて（葬儀に関して）（3）第9分団のポンプ自動	
車購入の件について	5 0
答弁（町長 三浦正名君）	5 1
同じ（選挙管理委員会委員長 金澤孝吉君）	5 3
同じ（総合病院長 蝦名宣男君）	5 3
○尾形裕之君（再質問）（1）五戸総合病院の改善について	5 4
答弁（総合病院長 蝦名宣男君）	5 4

○尾形裕之君（再質問）(1)五戸総合病院の改善について	5 4
答弁（総合病院長 蝦名宣男君）	5 5
○尾形裕之君（再質問）(1)五戸総合病院の改善について（2）公職選挙法違反に ついて	5 5
答弁（選挙管理委員会委員長 金澤孝吉君）	5 6
○尾形裕之君（再質問）(2)公職選挙法違反について	5 6
答弁（選挙管理委員会委員長 金澤孝吉君）	5 6
○尾形裕之君（再質問）(2)公職選挙法違反について	5 6
答弁（選挙管理委員会委員長 金澤孝吉君）	5 6
○尾形裕之君（再質問）(2)公職選挙法違反について	5 6
答弁（選挙管理委員会委員長 金澤孝吉君）	5 7
○尾形裕之君（再質問）(2)公職選挙法違反について	5 7
答弁（選挙管理委員会委員長 金澤孝吉君）	5 7
○尾形裕之君（再質問）(2)公職選挙法違反について	5 7
答弁（選挙管理委員会委員長 金澤孝吉君）	5 7
○尾形裕之君（再質問）(2)公職選挙法違反について	5 7
答弁（選挙管理委員会委員長 金澤孝吉君）	5 7
○尾形裕之君（再質問）(2)公職選挙法違反について	5 7
答弁（選挙管理委員会委員長 金澤孝吉君）	5 8
○尾形裕之君（再質問）(2)公職選挙法違反について（3）第9分団のポンプ自動 車購入の件について	5 8
答弁（総務課長 佐々木万悦君）	5 8
○尾形裕之君（再質問）(3)第9分団のポンプ自動車購入の件について	5 9
答弁（総務課長 佐々木万悦君）	5 9
○尾形裕之君（再質問）(3)第9分団のポンプ自動車購入の件について	5 9
答弁（総務課長 佐々木万悦君）	5 9
○尾形裕之君（再質問）(3)第9分団のポンプ自動車購入の件について	5 9
答弁（総務課長 佐々木万悦君）	5 9
○尾形裕之君（再質問）(3)第9分団のポンプ自動車購入の件について	5 9
答弁（総務課長 佐々木万悦君）	6 0

○尾形裕之君（再質問）(3)第9分団のポンプ自動車購入の件について	6 0
答弁（総務課長 佐々木万悦君）	6 0
○尾形裕之君（再質問）(3)第9分団のポンプ自動車購入の件について	6 0
答弁（総務課長 佐々木万悦君）	6 1
○尾形裕之君（再質問）(3)第9分団のポンプ自動車購入の件について	6 1
答弁（総務課長 佐々木万悦君）	6 1
○尾形裕之君（再質問）(3)第9分団のポンプ自動車購入の件について	6 1
休憩・開議	6 1
答弁（総務課長 佐々木万悦君）	6 2
○尾形裕之君（再質問）(3)第9分団のポンプ自動車購入の件について	6 2
答弁（総務課長 佐々木万悦君）	6 2
○尾形裕之君（再質問）(3)第9分団のポンプ自動車購入の件について	6 2
答弁（総務課長 佐々木万悦君）	6 2
○尾形裕之君（再質問）(3)第9分団のポンプ自動車購入の件について	6 2
答弁（総務課長 佐々木万悦君）	6 3
○尾形裕之君（再質問）(3)第9分団のポンプ自動車購入の件について	6 3
休憩・開議	6 3
答弁（総務課長 佐々木万悦君）	6 4
○尾形裕之君（再質問）(3)第9分団のポンプ自動車購入の件について	6 4
答弁（総務課長 佐々木万悦君）	6 4
○尾形裕之君（再質問）(3)第9分団のポンプ自動車購入の件について	6 4
一般質問終結	6 5
散会宣告	6 6

□ 12月15日（水曜日）第3号

議事日程	6 7
本日の会議に付した事件	6 7
出席議員	6 7
欠席議員	6 8
事務局出席職員氏名	6 8

説明のため出席した者の職氏名	6 8
開議	6 9
議案第 8 1 号から議案第 9 4 号まで一括議題	6 9
質疑（なし）・委員会付託省略・討論（なし）	6 9
採決（原案可決）	6 9
議案第 9 5 号議題	7 0
提案理由説明省略	7 0
質疑（なし）・委員会付託省略・討論（なし）	7 0
採決（同意）	7 0
議案第 9 6 号議題	7 1
提案理由説明省略	7 1
質疑（なし）・委員会付託省略・討論（なし）	7 1
採決（同意）	7 1
議案第 9 7 号議題	7 2
提案理由説明省略	7 2
質疑（なし）・委員会付託省略・討論（なし）	7 2
採決（同意）	7 2
議案第 9 8 号議題	7 3
提案理由説明省略	7 3
質疑（なし）・委員会付託省略・討論（なし）	7 3
採決（同意）	7 3
陳情第 1 0 号議題	7 4
委員長報告（経済常任委員長 沢田良一君）	7 4
委員長報告に対する質疑（なし）・討論（なし）	7 4
採決（原案可決）	7 4
議会案第 5 号議題	7 5
提案理由説明（松山泰治君）	7 5
質疑（なし）・委員会付託省略・討論（なし）	7 7
採決（原案可決）	7 7
意見書提出議長一任	7 7

町長挨拶	7 8
閉会宣告	7 8
署名	7 9

巻末掲載

第33回定例会閉会（9月16日）以後の諸般の報告（63）	8 1
陳情文書表	8 7
平成27年12月10日以後の諸般の報告（64）	8 8
陳情審査報告書	9 0
平成27年12月14日以後の諸般の報告（65）	9 1
閉会中の継続審査申出書	9 2

五戸町議会第34回定例会会議録

平成27年12月10日 開会

平成27年12月15日 閉会

○ 町長提出議案件名

議案第81号 五戸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例案

議案第82号 五戸町町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案

議案第83号 五戸町介護保険条例の一部を改正する条例案

議案第84号 五戸町営牧場条例の一部を改正する条例案

議案第85号 平成27年度五戸町一般会計補正予算（第4号）

議案第86号 平成27年度五戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議案第87号 平成27年度五戸町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第88号 平成27年度五戸町介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第89号 平成27年度五戸町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第90号 平成27年度五戸町農業集落排水処理施設事業特別会計補正予算（第1号）

議案第91号 平成27年度五戸町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第92号 平成27年度五戸町住宅用地造成事業等特別会計補正予算（第1号）

議案第93号 平成27年度五戸町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号）

議案第94号 平成27年度五戸町病院事業会計補正予算（第2号）

（以上14件12月10日提出）

議案第95号 教育委員会委員の任命について

議案第96号 人権擁護委員の候補者の推薦について

議案第97号 人権擁護委員の候補者の推薦について

議案第98号 人権擁護委員の候補者の推薦について

（以上4件12月15日提出）

○ 議員提出議案件名

議会案第 5 号 社会資本整備を国の責任で実施する東北地方整備局青森河川国道事務所の
存続を求める意見書案

(以上 1 件 1 2 月 1 5 日提出)

○ 陳情件名

陳情第 1 0 号 社会資本整備を国の責任で実施する東北地方整備局青森河川国道事務所の
存続を求める陳情

(以上 1 件 1 2 月 1 0 日委員会付託)

五戸町議会第34回定例会会議録

第1号

五戸町告示第113号

五戸町議会第34回定例会を平成27年12月10日五戸町役場議場に招集する。

平成27年11月24日

五戸町長 三浦正名

議 事 日 程 第 1 号

平成27年12月10日（木曜日）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 議案第81号から議案第94号まで (町長提出、提案理由説明)
- 第 4 陳情第10号 (委員会付託)

○ 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議案第81号から議案第94号まで (町長提出、提案理由説明)
- 日程第 4 陳情第10号 (委員会付託)

○ 応招議員 17名

○ 出席議員 17名

議 長	和田寛司君	副 議 長	大 沢 博 君
3 番	大久保均君	4 番	高 山 浩 司 君
5 番	根 森 隆 雄 君	6 番	鈴 木 繁 盛 君
8 番	若 宮 佳 一 君	9 番	尾 形 裕 之 君
10 番	松 山 泰 治 君	11 番	川 村 浩 昭 君
12 番	沢 田 良 一 君	13 番	古 田 陸 夫 君
14 番	三 浦 専 治 郎 君	15 番	中 川 原 賢 治 君

1 6 番 中 里 公志郎 君
1 8 番 三 浦 俊 哉 君

1 7 番 柏 田 雅 俊 君

○ 欠席議員 な し

○ 事務局出席職員氏名

事 務 局 長 中川原 光 亮 君 調 査 班 長 櫻 井 篤 史 君

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長 三 浦 正 名 君 副 町 長 鳥谷部 禮三郎 君
総 務 課 長 佐々木 万 悦 君 企 画 振 興 課 長 小 村 一 弘 君
税 務 課 長 金 子 尚 弘 君 福 祉 保 健 課 長 鈴 木 裕 之 君
住 民 課 長 酒 井 正 志 君 農 林 課 長 畑 山 敦 夫 君
建 設 課 長 山 下 淳 君 会 計 管 理 者 平 野 泰 雄 君
総合病院事務局長 服 部 勤 君
教 育 委 員 会
委 員 長 高 村 國 昭 君 教 育 長 高 橋 正 之 君
教 育 課 長 佐々木 啓 君
農 業 委 員 会
会 長 三 浦 房 雄 君 事 務 局 長 齊 藤 武 美 君
選挙管理委員会
委 員 長 金 澤 孝 吉 君
代 表 監 査 委 員 中川原 美智子 君

午前10時 開議

○議長（和田寛司君） これより本日をもって招集されました五戸町議会第34回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付いたしたとおりであります。

「諸般の報告」は、お手元に配付いたしておりますから、朗読は省略させていただきます。

〔諸般の報告（63） 巻末掲載〕

○議長（和田寛司君） 日程第1「会議録署名議員の指名について」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において松山泰治議員、川村浩昭議員、沢田良一議員を指名いたします。

○議長（和田寛司君） 日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月15日までの6日間といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（和田寛司君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から12月15日までの6日間と決定しました。

○議長（和田寛司君） 日程第3「議案第81号から議案第94号まで」の14件を一括して議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

三浦町長。

〔町長 三浦正名君 登壇〕

○町長（三浦正名君） 本日ここに、五戸町議会第34回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には御多用の中を御出席いただきまして、厚くお礼申し上げます。

提出議案の説明に入る前に、町政の諸般の概要について御報告申し上げます。

始めに、農作物の作柄状況についてであります。

本年は、大きな自然災害や低温などの異常気象に見舞われることもなかったわけですが、

春先の少雨、また気温については8月中旬までは平年より高めとなり、その後は低めに推移するなど農家にとっては、気候に気を配りながらの農作物の管理となりましたが、各農作物とも、ほぼ平年並みの生産量となっております。

水稻につきましては、8月までの高めの気温で出穂終わりが平年より6日早まったことから、稲刈りも早まるものと思われましたが、その後の低温で稲刈りの終わりは、10月13日とほぼ平年並みとなりました。東北農政局青森地域センター発表による作況指数は、青森県全域で105の「やや良」となっております。

米価については、米の需給について、全国的に飼料用米への転作が大きく進んだことから需給が引き締まり、価格が上昇しました。概算金は、昨年的大幅な下落から回復はしたものの、以前の水準には達しておらず農家の稲作経営は、依然として厳しい状況にあるものと認識しております。

りんごについては、春先から平年を上回る生育で推移しましたが、9月以降の少雨・低温の影響もあり、最終的には、平年並みの肥大となっており、主力の無袋ふじについては、糖度が高く着色もよく良好な仕上がりとなっております。

国際交流事業では、姉妹都市韓国沃川郡中学生訪問団が8月に来町する計画でありましたが、韓国で発生したマーズコロナウイルスの影響を受け、11月4日から8日に変更して行われました。

韓国沃川郡からは、中学生29名と引率者7名の総勢36名が本町を訪問し、中学生交流会の他、小中学校訪問、施設見学及び文化体験などを行い、特に両郡町の中学生にとりまして、思い出深く有意義な交流であったと思っております。

今回の経験が、将来の五戸町と沃川郡をつなぐ懸け橋になりますとともに、グローバル化が進む中で、相互理解と国際感覚を養う一助につながったものと思っております。

次に教育委員会関係についてでございますが、平成23年の東日本大震災で学校体育館の吊り天井の崩落の被害が多くあったことから、文部科学省から、平成27年度までに屋内運動場の非構造部材の落下防止の耐震対策を実施するように要請がありました。そこで、町では、平成25年度に屋内運動場の耐震総点検を行い、平成26年度は、耐震対策が必要な個所について耐震工事の実施設計を行いました。そして、平成27年度では、その設計に基づいて五戸小学校以外の全6校の改修工事を実施しております。平成28年2月終了予定の五戸中学校を残して、それ以外の5校の年内終了を予定しております。

また、人材育成基金を活用した平成25年度からの義務教材整備事業により、学校教育の充

実並びに学力の向上を図るため、プロジェクター型電子黒板を全普通教室及び全特別支援教室分の小学校40教室・中学校20教室に、平成27年11月末までにすべて設置が完了しております。

それでは、これより提出議案の概要について御説明申し上げます。

議案第81号は、五戸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例案であります。

社会保障、地方税又は防災分野の事務であって、自治体内の他の機関に特定個人情報を提供することができる条例への委任規定に基づき、特定個人情報の提供に関する条例を制定するため提案するものであります。

議案第82号は、五戸町町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案であります。

地方税法施行規則の改正に伴い、個人番号及び法人番号に係る定義を定めるほか、所要の改正をするため提案するものであります。

議案第83号は、五戸町介護保険条例の一部を改正する条例案であります。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、介護保険料の徴収猶予及び減免申請に個人番号を追加する等、所要の改正をするため提案するものであります。

議案第84号は、五戸町営牧場条例の一部を改正する条例案であります。

これまで業務委託にて実施していた五戸町営牧場の施設管理を、指定管理者制度による管理委託に移行するために、関係条例の改正をするものであります。

議案第85号は、平成27年度五戸町一般会計補正予算であります。

歳入歳出それぞれ883万4千円を追加し、その結果、予算総額は94億5,635万7千円となるものであります。

歳出の主なるものは、2款総務費では、一般職の給料1,134万円、職員手当等208万円、共済組合負担金855万円、退職手当組合負担金682万円等を減額するものであります。

3款民生費では、国民健康保険特別会計繰出金7,805万円、子どものための教育・保育給付費3,000万円等を追加、介護保険特別会計繰出金1,935万円等を減額するものであります。

6款農林水産業費では、中山間地域等直接支払制度交付金506万円等を減額するものであります。

8款土木費では、下水道事業特別会計繰出金1,026万円等を減額するものであります。

9款消防費では、五戸消防署用地造成工事費771万円等を追加、消防ポンプ車用備品665万

円等を減額するものであります。

12款公債費では、臨時財政対策債償還利子512万円等を減額するものであります。

これらの財源は、国庫支出金、県支出金、繰入金及び町債等を充当するものであります。

議案第86号は、平成27年度五戸町後期高齢者医療特別会計補正予算であります。

歳入歳出それぞれ290万8千円を減額し、その結果、予算総額は4億7,440万1千円となるものであります。

歳出の主なるものは、過誤徴収分還付金244万円等を減額するもので、財源は繰入金等を充当するものであります。

議案第87号は、平成27年度五戸町国民健康保険特別会計補正予算であります。

歳入歳出それぞれ6,837万5千円を追加し、その結果予算総額は29億1,599万3千円となるものであります。

歳出の主なるものは、一般被保険者療養給付費5,149万円、一般被保険者高額療養費2,871万円、国県等補助金及び負担金返還金2,395万円等を追加、退職被保険者等療養給付費1,400万円、介護給付費納付金2,589万円等を減額するもので、財源は療養給付費交付金、前期高齢者交付金、共同事業交付金、繰入金及び繰越金等を充当するものであります。

議案第88号は、平成27年度五戸町介護保険特別会計補正予算であります。

歳入歳出それぞれ9,119万円を追加し、その結果、予算総額は22億6,945万9千円となるものであります。

歳出の主なるものは、居宅介護サービス給付費1,664万円、地域密着型介護サービス給付費4,609万円、施設介護サービス給付費1,342万円、居宅介護サービス計画給付費634万円、過年度分返還金884万円、一般会計繰出金2,739万円等を追加、介護予防サービス給付費1,108万円等を減額するもので、財源は国庫支出金、支払基金交付金及び繰越金等を充当するものであります。

議案第89号は、平成27年度五戸町下水道事業特別会計補正予算であります。

歳入歳出それぞれ953万3千円を減額し、その結果、予算総額は4億498万9千円となるものであります。

歳出の主なるものは、詳細設計業務委託料500万円等を減額、管路施設工事費500万円等を追加するもので、財源は繰入金及び諸収入を充当するものであります。

議案第90号は、平成27年度五戸町農業集落排水処理施設事業特別会計補正予算であります。

歳入歳出それぞれ286万円を減額し、その結果、予算総額は1億1,045万円となるものであ

ります。

歳出の主なるものは、倉石東部地区排水施設台帳整備業務委託料300万円等を減額するもので、財源は繰入金を充当するものであります。

議案第91号は、平成27年度五戸町簡易水道事業特別会計補正予算であります。

歳入歳出それぞれ222万4千円を減額し、その結果、予算総額は1億374万1千円となるものであります。

歳出の主なるものは、消費税及び地方消費税222万円等を減額するもので、財源は繰入金を充当するものであります。

議案第92号は、平成27年度五戸町住宅用地造成事業等特別会計補正予算であります。

歳入歳出それぞれ133万円を減額し、その結果、予算総額は1,541万7千円となるものであります。

歳出の主なるものは、一般会計繰出金133万円等を減額するもので、財源は繰越金を充当するものであります。

議案第93号は、平成27年度五戸町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算であります。

歳入歳出それぞれ265万3千円を追加し、その結果、予算総額は2,920万2千円となるものであります。

歳出の主なるものは、ケーブルテレビ事業基金積立金195万円等を追加するもので、財源は繰越金等を充当するものであります。

議案第94号は、平成27年度五戸町病院事業会計補正予算であります。

まず、収益的収入及び支出であります。収入は病院医業収益の入院・外来収益1,391万6千円を減額し、総額28億7,080万9千円といたしました。

支出は、1,631万円を減額し、総額28億5,772万2千円といたしました。

支出の内訳ですが、病院医業費用1,485万7千円、病院医業外費用140万3千円、倉石診療所医業費用5万円、健診センター医業費用11万5千円を減額し、健診センター医業外費用11万5千円を追加するものでございます。

資本的収入及び支出は、収入について補正額はなく、支出は建設改良費として、病院器械備品費237万6千円、病院施設整備費4万4千円、企業債償還金15万6千円を追加して、総額4億7,143万4千円とするもので、収支差引き不足する額1億8,420万5千円は、損益勘定留保資金で補てんするものであります。

以上、提出議案の概要について御説明申し上げましたが、細部につきましては御審議の段

階で補足いたしたいと存じますので、よろしく御審議の上、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

〔町長 三浦正名君 降壇〕

○議長（和田寛司君） 日程第4「陳情第10号」の1件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております「陳情第10号」の1件は、お手元に配付いたしました陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（和田寛司君） 異議なしと認めます。

よって、「陳情第10号」の1件は、陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託の上、審査に付することに決定しました。

〔陳情文書表 巻末掲載〕

○議長（和田寛司君） お諮りいたします。

明11日は、議案調査等のため休会といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（和田寛司君） 異議なしと認めます。

よって、明11日は休会することに決定しました。

○議長（和田寛司君） 以上をもって、本日の日程は全部終了しました。

来る12月14日は、午前10時から本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

午前10時22分 散会

議 事 日 程 第 2 号

平成27年12月14日（月曜日）午前10時開議

第 1 一般質問について

○ 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問について

（柏田雅俊君、根森隆雄君、大久保均君、川村浩昭君及び尾形裕之君の各議員）

○ 出席議員 17名

議 長	和 田 寛 司 君	副 議 長	大 沢 博 君
3 番	大久保 均 君	4 番	高 山 浩 司 君
5 番	根 森 隆 雄 君	6 番	鈴 木 繁 盛 君
8 番	若 宮 佳 一 君	9 番	尾 形 裕 之 君
1 0 番	松 山 泰 治 君	1 1 番	川 村 浩 昭 君
1 2 番	沢 田 良 一 君	1 3 番	古 田 陸 夫 君
1 4 番	三 浦 專 治 郎 君	1 5 番	中 川 原 賢 治 君
1 6 番	中 里 公 志 郎 君	1 7 番	柏 田 雅 俊 君
1 8 番	三 浦 俊 哉 君		

○ 欠席議員 な し

○ 事務局出席職員氏名

事 務 局 長 中川原 光 亮 君 調 査 班 長 櫻 井 篤 史 君

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長 三 浦 正 名 君 副 町 長 鳥 谷 部 禮 三 郎 君

総務課長	佐々木 万悦 君	企画振興課長	小村 一弘 君
税務課長	金子 尚弘 君	福祉保健課長	鈴木 裕之 君
住民課長	酒井 正志 君	農林課長	畑山 敦夫 君
建設課長	山下 淳 君	会計管理者	平野 泰雄 君
総合病院長	蝦名 宣男 君	総合病院事務局長	服部 勤 君
教育委員会			
委員長	高村 國昭 君	教育長	高橋 正之 君
教育課長	佐々木 啓 君		
農業委員会			
会長	三浦 房雄 君	事務局長	齊藤 武美 君
選挙管理委員会			
委員長	金澤 孝吉 君		
代表監査委員	中川原 美智子 君		

午前10時 開議

○議長（和田寛司君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付いたしたとおりであります。

「諸般の報告」は、お手元に配付いたしておりますから、朗読は省略させていただきます。

〔諸般の報告（64） 巻末掲載〕

○議長（和田寛司君） 日程第1「一般質問」を行います。

最初に、柏田雅俊議員の発言を許します。

質問方式は一問一答です。

柏田雅俊議員。

〔17番 柏田雅俊君 登壇〕

○17番（柏田雅俊君） 議長のお許しをいただき、通告しております内容について質問をさせていただきます。

まず最初に、五戸町の表彰基準の考え方についてお伺いいたします。

五戸町の表彰条例には、年齢の規定はないが、事務取扱要領では、原則60歳以上の年齢制限規定となっておりますが、どのような理由から表彰該当年数に達しているにもかかわらず、さらに一定の年齢に達しなければ受章できないような二重の条件を求めているのか。

表彰条例の第1条の目的には、表彰をもって町の自治振興と民風の作興を促進することを目的とするとありますが、その趣旨から見て、表彰資格が生じた時点で年齢にこだわらずやかに表彰すべきが本来の姿ではないかと思いますが、この表彰目的と年齢制限はどのような整合性があるのか、お伺いいたします。

次に、2番の五戸町の教育の現状についてお伺いいたします。

合併まちづくり計画の大きな柱である将来像の3つの基本理念の一つに、教育の質を高めるという目標を掲げ、高い水準を目指した教育によって、各分野で活躍し、社会貢献ができる人材の育成を図るとうたっておりますが、そこで計画の成果を検証する意味からも通告している点についてお伺いいたします。

まず、（1）の文部科学省による学力調査と県教育委員会による学習状況調査がそれぞれ毎年実施されておりますが、1点目としてその結果、五戸町の学力は三戸郡下で見た場合、どれくらいの位置にあるのか。

2点目として、合併まちづくり計画の中では、学校教育における特色ある施策として国際

化が進む中で、英語力の向上に重点的に取り組むとなっておりますが、英語の学力はどの程度なのか。

3点目として、県教委の調査は、小学校5年生と中学校2年生、文科省の調査では学年が1つずつ上がり、小学校6年生と中学校3年生が対象となっておりますが、その調査結果がどのような形で生かされているのか。

4点目として、合併まちづくり計画は町民共有の目標であると思いますが、そういう意味から、調査結果の公表は弊害ありきで公表しないということであるとあるとするならば、一方では学校と家庭及び地域の認識の重要性が損なわれているのではないかという指摘もありますが、公表についてはどのように考えているのか、お伺いいたします。

次に、(2)として五戸町におけるいじめの状況についてお伺いいたします。

いじめによる生徒の自殺を新聞等マスコミで知るとき、未来ある若い命をみずから断たなければならぬ追い詰められた心情を思うと、とても痛ましく、万感胸に迫るものがあり、少なくとも我が五戸町にそのようなことがあってはならないといつも思うものであります。そこで、ことしの10月27日の新聞に、岩手県矢巾町で7月に中学校2年生の男子生徒が、いじめを苦に自殺したと見られる問題を受け、文科省が教育委員会や学校に再調査を求めたところ、当初の集計より全体で約3万件ふえたという記事が載っておりましたが、五戸町では当初と再調査に差異があったのかどうか、また、いじめはあっているのかいないのか、お伺いいたします。

以上でこの場からの質問は終わります。

〔17番 柏田雅俊君 降壇〕

○議長（和田寛司君） 三浦町長。

〔町長 三浦正名君 登壇〕

○町長（三浦正名君） 柏田議員の御質問にお答えいたします。

五戸町の表彰についての御質問でございます。

町表彰事務取扱要領の表彰基準は、年齢については原則60歳以上の者とする。ただし、功績が特に抜群、顕著と認められる場合は、基準年齢及び在任年数にこだわらず表彰できるものとするとして規定しております。

国の叙勲の基準によりますと、Ⅰ類として、70歳以上、社会の各界各層において指導的立場にあり活躍した者とあり、Ⅰ類とは、公選職や行政委員会委員であります。

次に、Ⅱ類として、55歳以上、人目につきにくい分野でその道一筋に活躍した者とあり、

主なものは自動車運転手、用務員、看護助手、守衛等であります。

国の褒章基準は、原則65歳以下の者を対象とし、65歳以上の者を対象とする場合は、叙勲との関連を考慮する必要があり、叙勲候補者とするには、褒章受章後5年以上の経過を要するためとなっております。

さらに、青森県の褒章基準は、人命救助、災害時功労等、体育関係実技、発明、発見等以外はおおむね55歳以上とし、特に褒章することが適当と認められる者については年齢にこだわらないこととするとうたっております。

これら国及び県の基準を参考にして、町の表彰基準を原則60歳以上としたのではないかと考えられますが、60歳以上とした確たる理由はわかりませんでした。

現在、一般的に社会人としての定年が60歳であることを踏まえ、現役時に社会に貢献した表彰ということで原則60歳以上としたと推測されます。

柏田議員がおっしゃる、年齢にこだわらず表彰すべきが本来の姿ではないかということについては、町表彰事務取扱要綱の表彰基準を先日五戸町表彰審議会に諮り、検討していただきましたが、現行のままでよいのではないかという結論でありました。審議の内容は総務課長から答弁させます。

以上です。

〔町長 三浦正名君 降壇〕

○議長（和田寛司君） 佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木万悦君） 町長が言われたとおり、去る12月9日に開催されました五戸町表彰審議会において、町表彰事務取扱要領の60歳という年齢基準について委員の皆様にお諮りした結果を御報告いたします。

その結果でございますが、先ほど町長が申し上げましたとおり、五戸町表彰条例による表彰事務取扱要領の表彰基準には年齢については原則60歳以上の者とするが、ただし書きがありまして、功績が特に抜群、顕著な場合には、基準年齢及び在任年数にこだわらず表彰できるとございますのと、国及び県でも年齢の基準が明示されている等を踏まえ、町としても基準がなければ内申するときに困ること、また、原則60歳以上というものを改正せずともいいのではないかという意見、また、基準となるものがあるからこそ審議会を開くのであって、仮に60歳未満の方の内申があっても審議することに変更はなく、そこに表彰審議会の存在意義があるのではないかという意見がございました。

このような結果で、現状のままで改正しなくてもいいのではないかという結果でございます。

した。

また、委員の皆様の意見につけ加えまして、これまでも町では60歳未満でも叙勲、県褒章受章者については、五戸町表彰条例第3条第2項の規定の功績が特に抜群、顕著であると認めるときはこれを表彰することができるという規定に該当させて、功労章を授与しておりますし、町表彰事務取扱要領の表彰基準表の功労章表彰の範囲の欄には、前各号に定める者のほか、特に表彰することが適当と認められる者の規定も適用しております。

議員からの御質問があった、基準年齢に達してから、それから60歳までの間に期間を置くということもありましたが、例えば、町議会議員の場合は、一応要件は15年以上というふうになっております。もし、30代とか若い年齢で町議会議員になられて15年たつということになれば、50歳未満でも該当する方もあるかと思えます。このようなケースにつきましては、例えば議員の場合は議会事務局から内申をしていただいておりますが、要件を満たす場合には60歳未満であっても内申していただいても、それは構わないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（和田寛司君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋正之君） 柏田議員の御質問にお答えいたします。

この御質問にお答えする前に、この全国学力・学習状況調査と県の学習状況調査の概要につきまして、確認の意味で御説明したいと思います。

この調査の始まりは、昭和30年代に全国の中学生を対象として実施していましたが、順位流出等により学校間の過度な競争を生み出し、さまざまな弊害等が問題とされ、昭和41年に中止となりました。その後、昭和57年から抽出の形により進められていましたが、近年になりまして、国際学力調査等の順位の低下がゆとり教育の弊害として取り上げられまして、学力向上策へ方向転換が図られることになりました。

国では、平成19年度から小学校の6年生、中学校の3年生を対象として悉皆調査により行われております。

なお、県の学習状況調査は、平成15年度から小学校5年生と中学校2年生を対象として行われております。

実施の目的は、学校がテストの結果で得たデータをもとに、教育の成果を検証して、指導の改善に役立てることにあります。現場では結果により自校の位置づけを知ることができ、どの分野や項目が苦手なのかを分析し、その克服や指導法改善に資するための調査であります。

ただ、言うまでもなく、ペーパー調査ではかれるのは学力の一部に過ぎず、その子が持つ生活力や社会への適応力など、学校教育の幅は広く、その状況について全てをはかることはできないものであります。教育において、この調査順位が高いからよい学校というものではないことは言うまでもございません。

それでは、1番目の五戸町の学力は郡下でどのくらいの位置にあるのかということですが、調査結果の位置については、全国調査においては都道府県単位による順位の公表が行われ、県の調査では各教育事務所管内及び支部、郡部単位の比較について県教育委員会ホームページ等において公表されております。

全国調査において、青森県全体としては、全国平均を上回っている位置にあります。また、県の調査においては、三八管内において県平均を上回る位置にあります。では、五戸町が郡下で何番目かということについてですが、教育委員会としましては、郡下町村及び各学校間における順位につきましては、調査の趣旨により非公表とする旨の決定をしておりますので、郡内順位についての発表は控えさせていただきます。なお、どの程度かといいますと、決して悪くはない位置と申し上げておきます。

2番目の、英語の学力はどうかについてでございますが、これについても順位については差し控えさせていただきますが、今年度の、この27年度の結果は、まだ公表されていないので、申し上げられません。これまでの結果から申し上げますと、悲観すべき位置ではないということを申し上げておきたいと思っております。

3番目の、調査の結果に対してどのように対応しているのかについてでございますが、学校では、結果をもとにどの分野や項目が苦手なのかを分析し、その克服や指導法を検証して、教育活動に生かしております。教育委員会としましても、分析についてはしっかりと実施し、教職員の共通理解を図り、対策をとるよう指示しているところであります。

4番目の公表の弊害ありきで公表しないことは、学校と家庭、地域の認識の共有の重要性が損なわれているのではないかについてでございますが、確かに、この認識の共有は物事を進めるに当たって重要なことではありますが、内容によっては本来の目的や成果が果たされないものもあると考えます。まさにこの順位の公表がこれに値するものと考えます。共有の重要性損失により、以前のように学校の序列化を招き、テスト対策偏重の授業や成績不振の生徒を休ませるなど、公表によるさまざまな損失を招くおそれが多くあると考えております。

ただ、学力向上においては、学校だけの取り組みではなく、保護者と一体となって取り組んでいく必要があることから、分析結果については保護者との情報共有をしっかりと図りな

がら、学校教育を進めていくことが大切であり、そのように各学校に指示をしているところであります。

次に、いじめについてお答えいたします。

岩手県矢巾町での痛ましい事案を受け、国からいじめの再調査により当初の集計より全体で3万件ふえたという新聞記事が載っていたが、五戸町ではどうだったのかということですが、当町においても、再調査により当初調査の1件から8件へと7件ふえております。これについては、いじめの認知をめぐる解釈を幅広く行い報告する旨の通知を受けて増加した件数であります。

増加要因としては、従来において認知件数がカウントされていなかったもの、例えば言い過ぎてしまい相手を傷つけたからかいや、子供たちだけで短期間で解決に至ったものなどを、いじめの認知件数として報告を行ったためであります。

なお、いじめ防止対策推進法により、学校の対応が具体化されております。いじめの疑いや相談があった場合には、学校に設置されているいじめ防止対策委員会等で事実確認を行い、その内容について教育委員会に報告することとなっております。

いじめと認定されますと、いじめの解消や再発防止、いじめた児童・生徒への指導とその保護者への助言、いじめを受けた児童・生徒及び保護者への支援など行うこととなっております。

以上でございます。

○議長（和田寛司君） 柏田議員。

○17番（柏田雅俊君） まず、表彰基準について再質問いたしますが、国・県の基準を参考にしているという説明もございました。まずはこの点については、国とか県の基準というのは、その内容のハードルが高いから結果的にはそういう現実的な数字が出ているから、それに合わせた基準ではないのかなと思っております。これは、私の判断ですが。

そこで、我が五戸町の場合も、原則的には60歳以上となっているけれども、ただし書きがあるという説明。そのただし書きで60歳以下も救済する道があるのではないかという説明ですが、この原則というのは基本的という意味と、裏を返せば同じだと思うのです。基本的というのは、通常この考え方という。ただし書きは特別な場合です。だから基本的に、原則的にはふだんは60歳以上ということに私は解釈して、ただし書きはなかなかその適用の機会とどうか、範囲というものは狭いのではないかと思っております。

そういうことを考えると、まず五戸町として考えてみた場合に、その国・県の基準を参考

にしてもいいのだけれども、実際、適用年数というのか、それと照らして果たして年齢制限は必要があるのかないのか。先ほどいろいろと必要性は説明されましたけれども、私は、大した、この年齢というのは重要視すべきでない、しなくてもいいのではないかなと思っておりますが、そこでお伺いしますが、過去において、60歳以下でも表彰された例というのは何の分野で、善行章は年齢には余り関係ないとあるのだけれども、また特に第Ⅰ類ですか、分類からすれば第Ⅰ、五戸町の場合は第Ⅰ分類という言葉を使っているかどうかわからないけれども、これの中で過去において60歳以下で表彰をしたのは何件あるか、もしおわかりになったら。これは通告していないから、まず今答弁できないと言えれば後でもいいのですが、もしわかったら参考までにお伺いいたします。

○議長（和田寛司君） 佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木万悦君） 過去においてということですが、ここ5年ほどの間には消防関係で褒章を受章された方、50代ということで2人ほどおります。また、もうずっと前でございますけれども、43歳という若さで功労章を受章された方もおります。この方はのど自慢の関係で全国1位になった方でした。

以上です。

○議長（和田寛司君） 柏田議員。

○17番（柏田雅俊君） 最初の答弁の、ちょっと今、功労章なのかちょっと忘れたのですが、それは五戸町の話ですか。国の叙勲ではなくて、五戸町で。

2番目ののど自慢、これは特別な例外と言えればおかしいけれども、年齢に関係なく、例外的な扱いで、これはわかりますが、最初の答弁は、あれは五戸町の表彰基準の中で対象になった話ですか。

○議長（和田寛司君） 佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木万悦君） 国の叙勲または県の褒章を受章された方は、年齢にこだわらず町の功労章を受章するというふうな、審議会において審議はするわけでございますけれども、町の功労章でございます。その43歳の方もそのような形でございます。

○議長（和田寛司君） 柏田議員。

○17番（柏田雅俊君） 最後に、国・県が叙勲を年齢にかかわらず町が追認した形でまず表彰すると。それは追認の段階で60歳以下だったのかどうか、もう一回確認します。

○議長（和田寛司君） 佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木万悦君） 褒章を受けられたその年度の年の審議会にかけておりますので、

60歳以下でございます。

○議長（和田寛司君） 柏田議員。

○17番（柏田雅俊君） じゃ、1番の件についてはこれで終わります。

次に、2番の五戸町の教育の現状についてということですが、実は、私の通告の原稿はこの1つの中に全部網羅した質問項目だったんですが、事務局で細かく分類しておりますので、だからこれ全部関連があるので再質問では重複する部分があるかもしれませんが、その点はお許しをいただきたいと思いますが、できるだけ順番に従って分類した形で質問をしたいと思っております。

1番目の三戸郡下で見た場合、どのくらいの位置にあるのかと。これは教育長が先ほど答弁されたように、教育というのは幅が広いと。これは私も承知しておりますが、その中で学力がどうかという質問だったのですが、その学力についても県の方針によって市町村単位の成績というか、数値的なことは公表をしないということで、大まかに言うと、悪くないと。三戸郡下の平均値を上回っているということで安心はいたしました。安心はしましたけれども、確認ですが、これは、当然各町村の教育委員会にもそういう町村単位のデータが入ってこないということは親御さんたちにも当然これは入って来ないし、教育委員会としてもわからない。私はその弊害云々というの、また他の項目の関連が出てくるのですが、もし学校単位で公表するのであれば、弊害的な問題が考えられるけれども、大きく町村単位だったら学校単位の教員の資質とかそういう批判的なあるいは評価とかというのが出にくいから、私は町村単位ぐらいは公表してもいいんじゃないかなと思っておりますが、ただよく考えてみると、町村単位といっても、県下の村の中には1校しかないとか、そういう学校があるから、そうすれば明らかにその学校そのものが評価されるということになるから、これは問題があるかと思っております。

確認しますけれども、親御さんには当然データなり数値というのは親御さんもわからないということでしょうか。

○議長（和田寛司君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋正之君） 先ほど私、申し上げました。自分の子供について、自分の子供はどのような位置にあるのかということは、学校のほうのデータをもとにして、およそ知ることができる。ただ何番であるとかそういう細かいことはわからない。なぜなら、話があちこち行くと思っておりますけれども、これはあくまでも、ここに出ているのは、平均値として出ているわけです。同じ平均値の中でもうちのほうには7校、小学校は4校、中学校は3

校ありますけれども、小学校の中で校名は申し上げられませんが、全国的に全国の順位が出ていますから、それに近いほどの点数を取っている学校があるわけです。ただ、それを1番目がどこ2番目がどこ3番目がどこと言うということは極力避けるということでありまして、あくまでもそういうことも含めて、学校に行くと自分のお子さんの力がどの程度であるかということとは学校に行って聞いていただければよいという、そういう考えで趣旨でございます。以上です。

○議長（和田寛司君） 柏田議員。

○17番（柏田雅俊君） 私はこの一般質問に当たって実は東奥日報の五戸支局の方から御協力いただいて、過去、今回で13回目ですか、2003年からことはまだ発表されていない、12月、いつもであれば20日前後ですから、この議会が終わった後になると思うんですけれども、去年までのデータをいただいて見ましたけれども、その中でちょっと気になるというか、これは、10の市と6つの郡、合計で16、その中で小学校、2005年には弘前市に次いで三戸郡が2番目だったと、そういう成績もあります。

それから、ちょっと気になるというのは、2011年に4番目だったのが翌年の12年には最下位の16番。極端なんです、それがまた繰り返すんです。2013年には4番だったのが去年は15番。これは別に順位をどうのこうのという意味でなく、こんなに変化率というか、変動が大きいのはどういう理由なのかなと思って見たんですが、中学校はずっと一貫して安定している。ベストテンに毎回入っています。そんなことを見て、実はこの資料にとって、なんか一つの傾向があるのかなと思って私なりに見たんですが、特別な傾向がない。中学校は安定している。小学校は非常に動きが激しい。なかなか捉えるというのは、成績、学力を捉えるというのは非常に難しいものだなと思いました。

この2012年と13年、結局4番から最下位、また4番から15位、この辺の問題、特に何か教育長として感じるものがあつたら説明できるというところまでいかなくても、何か御意見あつたらお聞かせいただきたいと思います。

○議長（和田寛司君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋正之君） これは、やはり子供たちの、子供たちというのは本当に毎年違ってきます、学力テストをやりますと。そして、先生方にもこれはよるといふ、先生方の指導ということにも大変よるわけでございますが、はっきり申しまして、英語につきましては、この3市にはかなわないんですよ、英語の力、テストをやっても。青森市、八戸市、それから弘前市。これにつけても三戸郡の英語の指導ということが非常にテスト結果が非常

に課題になっております。これは現実問題として、教育事務所でもなぜこうなのかというふうなことでいろいろ原因を言っていますけれども、その中には非常に、小さいときから公文式に行って子供が塾関係に行って力をつけているだとか、いろいろな要素があるわけですが、原因は果たしてそれは何かということになりますと、結局子供たちの家に帰ってからの家庭学習の時間だとか、そういったことは非常に少ないだとか、そういういろんなことが挙げられておりますけれども、最近の傾向を見ますと、今、柏田議員がおっしゃったように、全体としてはそういうふうな傾向になっております。これは三戸郡として出ています。

ただ、五戸町内としましては、町内の中につきましては、先ほど申し上げましたことでございますが、うちのほうには例えば英語に関しましてはALTなどを配置していただいておりますし、それなりの力を子供たちにつけていただいているなということですから、決して悲観する位置ではないというふうに申し上げたわけでございます。

以上です。

○議長（和田寛司君） 柏田議員。

○17番（柏田雅俊君） 英語の問題に触れましたので、2番の英語の学力のことの質問に入りたいと思います。

英語についても今も説明いただいたし、最初の答弁でも総じて悪くないという内容でしたので、少しは安心をしました。3市にはかなわない。それくらい近いというか、そういう状況であれば安心しましたけれども。ただ、まちづくり計画の中にもさっき言ったように、重点的に英語をやっていくんだという町としての目標がありますから、そこでどうなのかということですが。

昨年、静岡県藤枝市というところに議会で視察に行きました。ここもやはり英語に力を入れて、その教育の仕方は、小学校5年生から中学校3年生までの5年間を一つのスパンにしてそこに計画的にやっている。小学校ではコミュニケーションを重点的に、中学校では今度は読み書きを、読み、聞く、話す、読み書くということで、中学校卒業には簡単な日常会話ができるところまでもっていきたいという目標を掲げてやっているんですが、五戸町では、こういうまちづくり計画の中で掲げている中で、五戸町として他の町村にない英語教育の仕方というのは、もし特別なことをなされてあるのであれば、そのことをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（和田寛司君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋正之君） このALTを1名ふやしていただきまして、うちのほう

の児童・生徒数の割には非常に3名という、このALTを予算化していただいて、大変これはありがたいなと、こう思っておりますし、教育委員会としまして、やはりALTのふやしていただいたそのことを無駄にせず、それを子供たちに還元していくというふうに考えているわけでございます。特に、他の町村にないものをという、そういうことでは今のところはないわけですが、とにかくその3名を各学校のほうで使い勝手をいろいろとふやしていただいていますし、うちのほうには幼稚園のほうだとか保育園だとか、そちらのほうにもALTを配置するようにして協力していただくということですので、そのことにつきましては、何をこれからするということについては、今まだこういうことを行うということ、実際始めておりますけれども、はっきりした段階で議員の皆様にお知らせしたいなと思っております。

以上です。

○議長（和田寛司君） 柏田議員。

○17番（柏田雅俊君） 確かに藤枝市の人口の比率からの、藤枝市は12名でしたかな、ALTが。五戸町の人口と比較して見た場合に、人口イコール生徒数なんですが、比較した場合にその配置の人数というのは多いと、そもそも感じております。努力されていると、結論的にはそういうことだろうと思しますので、この件については、英語の件は終わりたいと思います。

次に、調査結果がどのように生かされているかという問題で、先ほど教育長の答弁の中におよそ網羅されておりますが、ただ、この10何年間ですか、ずっと県の調査をやってきたこの新聞の見出しを見ると、毎回毎回思考力と表現力が足りないと。県教委のこれは見解、分析の結果、報道されていると思えますけれども、毎回同じ。2013年と14年、これに判断力というのが加わっているんですが、そういった同じようなことを指摘されいながら、改善、なかなか、これは教育の問題、成果を上げるというのは簡単には、去年こうだからことしはこうだと、すぐ成果が出るものだとは私も思わないのですが、県ではその都度学習指導上の課題と改善点を指摘した報告書を各学校に出している。多分これは文書だけで、さっき言ったように数字は出てこないと思うんです。だからそこが、文章だけでは現場の先生方が果たして目標なり自分たちの努力というのか、その辺がわかっているのかわからないのかなと。

教育長さんはそれなりの指導をされていると思えますけれども、この何ていうのかな、成果というか、これは五戸町の話ではないので、県全体のこれは評価なので何とも言えないんですけれども、この点はどう感じていますか。五戸町も含まれた話だと思うのでお聞きしま

すけれども、もし感じていることがあったら一言お願いします。

○議長（和田寛司君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋正之君） 今回の柏田議員がおっしゃった中身につきましては、今の全国学力調査の結果から申し上げたいと思いますけれども、実は、この今日本の全国の子供たちの力のないといえますか、この全国調査の結果、文科省からこういうことが出ました。それは何かといいますと、今の調査の中に、これは、数学、国語、英語、英語はありませんでしたけれども、特に数学の中で、何が力が足りなかったのかというと、要するに基礎基本のこと、計算をするだとか、単純にそういうふうなやる、その力はあると。ただ、問題は、その基礎基本を使って活用する能力が足りないんです、こういう結果が出たんです。いわゆる活用する能力。

それはなぜかと言いますと、今、足りないから教育の中で、いわゆるアクティブラーニングという新しい方法が出ました。今までは基礎基本をしっかり学校でやればよいというということから、アクティブラーニングですから、それを使っていろいろなものに活用していくという、そういうふうな力をつけないといけない。今話が、経済学者だとかいろいろな方が話をしていました。今小学校の1年生の子供たちが20年後には今やっている仕事がなくなると、60%もなくなる時代がくる。要するに、どういう世の中が起きてもそれに対応する力をつけないといけないという、そういうことがいわれております。

ですので、今学校ではうちのほうの調査結果もそのとおりのことです。活用能力ということが非常に弱くなる。これは県全体で弱いということで、この間、県教委の人方が校長先生方を全部集めて、青森県の場合もこれの話を気合いを入れたそうです。まさに小学校では算数Aが基礎基本のことですけれども、算数Bのいわゆる活用能力、中学校も数学A、数学Bの活用能力ということが極端に、青森県ががたっと下がった、ここだけ。それで、県教委の指導主事課長さんから全部の、我々にもその話が来ましたがけれども、何とかこれを上げてくださいという、力をつけてくださいということなんですが、現場の先生に聞きますと、校長先生に聞きますと、はい、済みません、子供たちが問題の意味がわからなかったということがあった。要するに国語の力が足りないということだったと思うのですが、そういうことで、活用能力の点数が悪かったということですので、何とかそういうことで、全てにわたって力をつけていく力が必要でないかなと、こう思っております。

以上です。

○議長（和田寛司君） 柏田議員。

○17番（柏田雅俊君） 私の質問がしつこいからだと思うんですが、時間もなくなってきたので、次の4番の公表についての御意見を伺いたいと思うんですが、ことしの3月24日の社説の中に、文科省での調査では、都道府県の県教育委員会では約3割が公表しているということが報道されておりますが、そこで青森県としてはこれは県の問題、公表するというのは県の問題ということになろうかと思えます。しかし県の方針は各町村に関係するからちょっとお聞きしたいんですが、特に高橋教育長は三戸郡の教育長会の会長をされているという立場から、県の今後の方針、動きという、動向というのがこの公表については今後も公表しない方向でいるのか、あるいは見直そうとしての方向なのか、簡単をお願いします。

○議長（和田寛司君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋正之君） 県のほうでは、それは地教委にお任せしますということになっている。各地教委のほう。県のほうでは、各市町村の教育委員会にお任せしますよと、そういうふうになっております。

○議長（和田寛司君） 柏田議員。

○17番（柏田雅俊君） この問題について最後に。

まちづくり合併計画の基本理念は、学校の教育現場にわかっているのか、共有されているのか、その基本目標というのは、ここだけちょっとお伺いします。

○議長（和田寛司君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋正之君） 当然、まちづくりのそういうこと、それに共有して、それに基づいて学校教育も行わなければならないなど、こう思っております。

○議長（和田寛司君） 柏田議員。

○17番（柏田雅俊君） それで、最後にいじめの問題についてお伺いしますが、この前の県の議会でも取り上げておったようですが、そこで再調査の話なんです、矢巾町のケースというのは、再三生徒がいじめを訴えておっても受ける先生が人間関係のトラブルだろうということで大した問題にしなかった、いじめとして捉えなかった、がしかし自殺が起こったということで今再調査。だから再調査の結果、五戸町もふえたと、これはいい。もしふえない、同じだというと、数字が少ないほうがいいんじゃないかという意識が働いて事実が出てきていないとうまくないんじゃないかと思っておったんですが、7件ほどふえたということですから、先生方の文科省の狙いとするところの認識の捉え方の認識の度合いが変わったではないかと。つまり、再調査をして先生方も見直すというか、認識が変わったということで、いいんじゃないかということが新聞報道にもありますが、問題は、国・県でやっている調査等

が、いじめというのは親でもなかなか発見できないから大変な問題で、名古屋のほうですか、10分前にお父さんが息子に電話して、何の問題もなかったが、10分後電車で飛び込んで自殺したと、これがいじめが原因だと。なかなかこれ発見しにくい。

しかし、やはり発見するには学校の現場が一番やはり発見できる、生徒を長く見ている、つき合っている。親子というのはなかなか、家に帰る時間は多いんですが、親子のあれが少ないからなかなか発見できない。学校では客観的にというか、いろんなアンケートとか心理テストですか、そういうことをやって、これは法律で義務づけられている部分もあるのだと、そういうことによって、まず、わかるケースが多いといわれておりますので、問題は出た数字なりその結果をどう受けとめるか。小さな問題として受けとめるか、やはりこれはちょっとおかしいなと、そういう気づき方というのかそういう捉え方、その辺でいじめが未然に防げるかどうかというのがかかっているように思っておりますので、今後も先生方、いろいろと大変な時代だと思います。

人を教育するという事は、こういう時代の中にあってなかなか大変だと思いますが、そういう調査をよく分析いただいて、冒頭私が質問したように、申し上げたように、五戸町からは絶対に、絶対にという言葉は極端な言い方ですが、そういう痛ましいことをなく、出さないように、教育長もこれからさらに頑張ってくださいたいということをお願い申し上げます、私の一般質問をこれで終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（和田寛司君） 次に、根森隆雄議員の発言を許します。

質問方式は一括です。

根森隆雄議員。

〔5番 根森隆雄君 登壇〕

○5番（根森隆雄君） 座席番号5番の根森隆雄です。

あらかじめ通告してあります2点についてお尋ねします。

まず、農業における人手不足について。

最近各方面で人手不足がいられていますが、農業においても農家の高齢化や人口減少により、人手不足になっており、畑作、特にナガイモやニンニクの生産の障害になっています。例えば、田子町のニンニク生産量は約900トンであります、一部には作付拡大の動きがあるものの、廃業する農家もあり、生産量はふやせないとのことでありました。五戸町も同様

と思われます。このことについて町はどのようにお考えでしょうか。

また、外国人の農業研修員の活用についてはどのようにお考えですか。

次に、五戸川の治水について。

五戸川では、しばらく氾濫はありませんが、土砂の堆積により川幅が減少しているところ
が多数あります。特に五戸小学校の下あたりから下流で川幅が減少し、半分になっていると
ころがあり、さらに柳やクルミ等の雑木が生え、直径が20センチになっているものもあり、
一たび氾濫すれば水の流れが妨げられ、その上流側が増水し、氾濫のおそれが出てきます。
ことしの茨城の大水害もこのような状態だったといわれております。

近年、異常気象により集中豪雨が発生しており、五戸でもいつ発生してもおかしくありま
せん。五戸川の管理は町ではなく県であると思いますが、町から県に強く働きかけて、早く
改善すべきではないでしょうか。

以上です。

〔5番 根森隆雄君 降壇〕

○議長（和田寛司君） 三浦町長。

〔町長 三浦正名君 登壇〕

○町長（三浦正名君） 根森議員の御質問にお答えいたします。

最初に、農業における人手不足についてであります。

ナガイモやニンニクの農作業の人手不足が生産の障害になっているが、対策はあるかとい
う御質問であります。農作業の繁忙期には、農家の皆さんが作業人夫を探すのが大変だど
うい声があることは耳にしております。その対策についてであります。これまでは町とし
て特別な対策はとっていないという現状であります。

三八地域県民局からの情報によりますと、管内においても何らかの対策をとっている市町
村はないという状況にあります。また過去においては、農協で作業員のあっせんを行ったこ
とがあったそうではありますが、使用期間が10日、20日と短く、農家からの申し込み時期も集
中することから、あっせん調整業務が煩雑となり、また、雇われる側にしては、短期間では
なく長期の雇用を希望していることなどから、現在はあっせん事業は取りやめているそう
であります。

そのほかには、三八地域県民局において、障害者の農業就労を促進するための三八地域障
害者農業就労促進事業を実施しております。これは、福祉施設に所属している障害者が、施
設職員の引率のもとで農作業を行うというものであります。作業できる内容がある程度限

定されており、重労働などは施設側から断られることもあるようであります。また、外国人研修生の活用については、外国人技能実習制度というもので、発展途上国の産業振興の担い手となる人材の育成を行うために、青少年労働者を最長3年間受け入れて職業上の技能等を修得してもらうことを目的としております。農業分野での受け入れは農協が受け入れ団体となり、農協組合員である農家で実習させることとなりますが、生活指導員の配置や宿泊施設の提供のほか、1年後に実習成果の評価を行うことなどが必要となっており、人手不足のために農作業の労働者として活用することは制度の趣旨に合わないものであります。

これまで申し上げましたとおり、現状ではなかなかよい解決策はない状況であります。今後は農家の皆さんから人手不足の状況を調査、把握し、町として効果的な対策がとれるかどうか検討してまいりたいと考えております。

次に、五戸川の治水についてであります。

五戸川の土砂の堆積や雑木の伐採についての御質問であります。三八地域県民局や県には、県管理の道路、河川、救急車等についての整備要望を写真つきで毎年提出しております。道路については、拡幅改良や維持修繕を、河川については、堆積土砂の撤去や雑木の伐採のお願いをしております。

道路の要望箇所につきましては、工事が進んでいるところもありますが、河川の要望については、数年前に土砂の撤去をしていただいてからその後は何も行われていないのが実情であります。

平成23年9月の台風15号により、南部町周辺の馬淵川が洪水により浸水被害を受けましたが、その対策として床上浸水対策特別緊急事業や、県単事業により河川改良等の整備を重点的に進めていると伺っており、その影響で他の河川に対する維持・管理費用の予算が削減されておるようであります。

また、県では河川において個人や団体が、雑木の伐採や利用ができる取り組みを行っております。町でも広報にその概要を掲載し、希望者を募りましたが、いまだに申し込みや問い合わせがない状況でございます。

近年はいつどこに集中豪雨があるかわかりませんので、五戸町管内の河川で浸水被害を受ける前に、少しでも改善されるよう県や県民局に強く要望していきたいと思っております。

なお、最新の状況については、建設課長より答弁させます。

〔町長 三浦正名君 降壇〕

○議長（和田寛司君） 山下建設課長。

○建設課長（山下 淳君） 先週、県民局のほうに行って担当者とちょっとお話ししましたけれども、今年度、今年度と言わず、津波の被害で五戸川の下流域のほうにまず今、重点的に予算を使っているという話でした。今年度からは五戸川の雑木の伐採、どのくらいできるかわかりませんが、手をつけたいという話を伺っております。

また、新年度予算についても、五戸川、浅水川ともに町から要望しているわけですが、それについても予算要求は行っておりますという話は伺っております。

以上です。

○議長（和田寛司君） 根森議員。

○5番（根森隆雄君） 農業分野における人手不足の解消についてですが、さっきおっしゃいましたように、ナガイモにしてもニンニクにしても植えつけと収穫のときに作業が集中して、多数の人員が必要になるわけなんです。私もちょっと手伝ったことはあるんですけど、ナガイモの場合、もうかなりのところまで機械化されておまして、これ以上の機械化というのはなかなか難しいと思います。結局残る仕事は人による作業になってくると思います。ニンニクについても同様な感じがしております。

障害者の雇用についてですが、知人で大根の収穫の際にお願いしているという話を聞いたことがあります。このように障害者の雇用ということについても進めていくべきだと思います。

それから、外国人の研修生の件ですが、日本人だけでできればそれにこしたことはないんですけど、制度にそぐわないという御指摘でしたが、何とか方法はないものではないでしょうか。耕作放棄地がたくさんありますので、人が足らなくて生産量をふやせないというのは非常にもったいないと思っております。結局は人口減少、これが一番の問題だと思いますが、Uターンへの奨励、それから移住の問題、そういったこともこれから強力に推進していただきたいと思っております。

昔ですと、専業主婦が多かったために、割とアルバイトですか、こちらでいう手間取りなんですけれども、それを集めるのが比較的簡単でしたが、今は専業主婦というのはほとんどおりませんし、若いときからずっと農業したことがない人が、年とってから農業の手伝いというのなかなかできないと思いますが、その退職高齢者の活用ということについて、何とかできないか。

それと、治水に関してですが、二、三年前に県民局に相談して、切っていいかと言って許可をもらいまして、実際に切り倒しに行ったことがあるんですけど、最初はたくさん手伝ってくれるという話があったんですけど、いざやるとなったら1人しか手伝いがおりませんで、

しかも、枝も全部持っていってこれということですので、1日2本切るのが限界でした。したがって、五、六本で力尽きてやめてしまいましたけれども。大変な作業だと思います。

先ほど言われましたボランティア、これの募集、ボランティアというか協力員ですか、伐採の協力員の募集、今後も続けられるつもりでしょうか。

以上、お尋ねします。

○議長（和田寛司君） 畑山農林課長。

○農林課長（畑山敦夫君） 農業の人手不足の部分で、専業主婦が少なくなっている状況で、そういう方も期待できないので、高齢者を何とかうまく活用できないかというお話でした。現状として、直ちにこういう方法があるということはお答えできないわけですが、町長の答弁でもありましたとおり、まずは五戸町の農業における人手不足の状況を、現況を把握したいと思っています。農家へのアンケートなりが考えられるのかなと思っていますが、そちらで状況を分析して、その対応が町として有効的な方法があるかどうかを今後検討していくという考えでおります。

以上です。

○議長（和田寛司君） 山下建設課長。

○建設課長（山下 淳君） 河川に関する雑木の伐採ですけれども、これは、県のほうでも要綱が既に定まっております、県のほうはそのままいくと思います。町のほうでもまたさらに広報とかそういうのにまた掲載して、地元で幾らかでもできればなと思っています。またその辺は町民に対してお知らせしたいなと思っています。

以上です。

○議長（和田寛司君） 根森議員。

○5番（根森隆雄君） ありがとうございます。これで質問を終わります。

○議長（和田寛司君） 次に、大久保 均議員の発言を許します。

質問方式は一問一答です。

大久保 均議員。

〔3番 大久保 均君 登壇〕

○3番（大久保 均君） おはようございます。議席番号3番、大久保 均です。

今年も残すところ2週間余りとなりました。また、我々議員の在任期間も残り2カ月余りとなり、最後の定例会となりました。第34回定例会において通告してあります次の3件につ

いて御質問いたします。

1 件目の平成28年度予算編成に対する基本方針についてであります。6月の町長選挙において基本政策、主要施策を掲げ、見事当選されました三浦正名町長に改めてお祝い申し上げます。おめでとうございます。

町民に約束した基本政策、施策が平成28年度予算編成にどのように示されているのかを含め、次の3点についてお聞きいたします。

1 点目として、施策の重点事項について。

2 点目として、予算規模などの予算骨格事項について。

3 点目として28年度の主な新規事業についてお伺いいたします。

次に、2 件目の企業誘致及び地場産業に対する優遇制度についてであります。第2次総合振興計画において、本町の位置と地域特性を生かした企業誘致を行う、また、五戸町、まち・ひと・しごと創生総合戦略素案において、人口減少社会における地域活性化に向けた課題として、雇用の場の創出とあり、企業誘致及び地場産業の育成などの取り組みが重点課題の一つであると思うが、その取り組みについてお聞きいたします。

1 点目として、誘致活動についてであります。今までどのような誘致活動を行ってきたのか、また今後どのような誘致活動を行う予定なのか、伺います。

2 点目として、誘致活動の結果、町への進出企業があった場合、用地等の確保が可能なのか。

3 点目として、既存の工業団地に空き用地があるのか。

次に4 点目として、地場産業育成に向けて新たに町独自の優遇制度を設ける考えはないのか。

次に、3 件目の五戸町污水处理基本構想についてお聞きいたします。

快適な生活環境を確保する上で、污水处理施設の整備が不可欠であります。しかし、少子高齢化等社会情勢による人口減少、財政的な制約など、社会情勢が大きく変化し、これまでの計画と実状が合わなくなっており、社会情勢の大きな変化に対応するため、町民の意向や施設の整備状況、将来の人口予測、及び町の実状を踏まえ、下水道事業等の見直しが必要と思われるが、その基本となる五戸町污水处理基本構想についてお聞きします。

1 点目として、污水处理基本構想の見直し時期について。

2 点目として、集合処理区域の見直しについて。

3 点目として、個別処理施設について。

以上、3点についてお聞きします。

町長の御明快な答弁を簡単にお願ひいたします。

〔3番 大久保 均君 降壇〕

○議長（和田寛司君） 三浦町長。

〔町長 三浦正名君 登壇〕

○町長（三浦正名君） 大久保議員の御質問にお答えいたします。

平成28年度の予算編成に対する基本方針についてという御質問であります。まず、新年度の予算編成に当たっては、町の財政に影響を及ぼす日本国内の経済状況と地方財政計画の見通しについて申し上げたいと思います。

まず、日本国内の経済状況であります。個人消費や雇用、所得の改善傾向が続く中で、原油価格下落の影響や各種政策の効果もあり、景気は緩やかな回復基調にあるとされております。しかしながら、大企業や中堅企業の集まる都市部と比べて、中小企業がほとんどを占める地方においては、まだまだ景気上昇の実感がない状況にあります。

このような中で、歳入の大宋を占める地方交付税の平成28年度の概算要求になりますが、地方の安定的な財政運営に必要となる財源総額は、平成27年度を下回らないよう確保するという方針のもと、国全体においては1.4%の増となっており、五戸町においても対前年度比0.1%ほどの増額を見込んでおります。

しかしながら、人口減少等による町税収入の増加は期待しにくいこと、また、交付税についても合併算定がえなどでさらに減少することも確実であり、一般財源については、前年度当初予算の確保はかなり厳しい状況にあります。

このように相変わらず自主財源の乏しい中ではありますが、これまでと同様に最少の経費で最大の効果を基本とし、さらに国のまち・ひと・しごと創生総合戦略などの施策を最大限に活用しながら、第2次五戸町総合振興計画に掲げる少子高齢化への総合的な取り組みと魅力ある地域づくりの施策を展開していく所存であります。

御質問にありました1点目の平成28年度の主要施策であります。先ほど申し上げました五戸町まち・ひと・しごと創生総合戦略の実施計画に掲げている施策が最も目玉となる事業であります。

このまち・ひと・しごと創生総合戦略では、産業、雇用対策、移住・定住促進対策、少子化対策、地域づくりなどの多方面にわたる事業を展開するものであります。

御質問のありました2点目の予算規模と予算の骨格事項については、まだ予算要求の取り

まとめの段階ではありますが、普通会計の予算規模は人件費、扶助費、維持補修費及び補助費などの増が見込まれ、前年度当初予算よりやや増額となる見通しであります。

今後、建設事業等が確定していくことにより、さらに増額となることも予想されます。

また、御質問の3点目ではありますが、主な新規事業ですが、総務課関係では、五戸消防署の移転新築事業、企画振興課関係では、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中の共通ポイントカードシステムの構築を図る御当地カード整備事業、商店街の活性化とまち歩き観光の拠点となるまちの駅整備促進事業、福祉保健課関係では、総合戦略の子育てサポート事業のうち、2人目以降の保育料無料化事業、そしてゼロ歳児から中学生までの入通院費の無料化事業、農林課関係では、新たな中山間地域総合整備に向けて、農業の健全な発展と豊かで住みやすい農村を目指し、農村振興の将来像や個性ある地域づくりの方針を示す農村振興基本計画の策定、総合戦略の新規就農者に対する町独自の支援である農業の担い手確保育成支援事業、地域資源を生かした商品開発のための農村地域の活性化推進事業、建設課関係では、二本柳橋の橋梁長寿命化工事、簡易水道事業基本計画の策定、簡易水道及び小規模水道施設の遠隔監視システムの整備、教育課関係では、旧豊間内小学校の歴史民俗資料展示施設整備事業、ひばり野公園内の陸上競技場管理棟改修工事、サッカー場管理棟建設工事、そして新たに高校生を対象とした海外研修事業などを予定しております。

次に、企業誘致及び地場産業に対する優遇制度などについてであります。

1点目の誘致活動についてであります。青森県及び青森県企業誘致推進協議会では、本県への産業立地を促進するため、立地環境の特徴や優位性、企業誘致関連プロジェクトの取り組み状況等について、首都圏等の企業関係者に強力にアピールするため、東京及び名古屋会場において、青森産業立地フェアを開催しており、八戸市などではこのフェアに毎年参加し、企業誘致活動を行っていると同っております。

本町では、これまでに職員を派遣しておりませんが、総合振興計画及び総合戦略における地域経済の振興、及び雇用創出のため、次年度は職員を派遣し、誘致活動についての研修をして、五戸町独自の誘致活動につなげてまいりたいと考えております。

2点目の進出企業があった場合、用地等の確保が可能なのかについてであります。特に問題になりますのは、農地の関係であると思っております。

農業振興地域整備計画の変更、農地の転用、土地改良区等の関係機関との協議が必要となります。町といたしましては、青森県農業委員会及び農林課等の関係機関と連携しながら、できる限り用地等の確保に協力をいたしたいと考えております。

3点目の既存の工業団地に空き用地があるかについてであります。地蔵平工業団地に空き用地がありませんので、企業側から相談があれば町内を調査いたしまして、適地を紹介申し上げたいと思っております。

4点目の地場産業の育成に向けて、新たに町独自の優遇制度を設ける考えはないのかについてであります。総合戦略の施策にもものづくり支援事業がございます。具体的な施策としては、製品の開発、販路拡大等の活動を支援するものでありますので、現在予算要求の取りまとめの段階であります。町独自の優遇制度を設けまして、地場企業の成長による地域経済の活性化や、雇用創出につなげてまいりたいと考えております。

次に、污水处理基本構想についてでございます。

五戸町の下水道基本構想は、平成6年に策定したものであります。策定してから20年以上経過しておりますし、污水处理を取り巻く諸事情も大きく変わってきております。

平成26年に持続的な污水处理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアルが国土交通省、農林水産省、環境省の連名により策定され、公表され、基本構想の見直しと計画策定が求められております。

その中で、污水处理施設の未整備区域については、下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽といった各種污水处理施設の特性を踏まえ、経済比較を基本としつつ、今後10年程度を目標に污水处理施設の整備をおおむね完了することとされております。

また、整備済みの区域については、二、三十年程度の長期的な観点から、既存施設の効率的な改築や更新や運営管理手法について検討することとされておりますので、そのような内容の検討と、県の污水处理施設整備構想との整合性を図りながら、なるべく早い時期に五戸町污水处理施設基本構想の見直しを行いたいと考えております。

なお、合併処理浄化槽の市町村設置型について関係課と協議を進めてきましたが、町の財政負担がふえることや、維持管理や使用料徴収事務がふえるため、現段階では難しいと判断しております。当面は現在の個人設置型で整備してまいりたいと考えております。

以上です。

〔町長 三浦正名君 降壇〕

○議長（和田寛司君） 大久保議員。

○3番（大久保 均君） 1件目の28年度予算編成に対する基本方針、町長は、町長選挙に当たりまして、街頭等でも、政策のない候補者ではないと、私はちゃんとした政策を持って立候補しますということを掲げて無事圧倒的多数で当選されました。それは私も認めるところ

であります。その政策がやはり予算編成に当たって、やはり町長は強いリーダーシップのもとでそれをやらないと政策が遂行できないんじゃないかと、私は危惧しているんですけども、まず、その予算編成に当たって、町長は強いリーダーシップを発揮できるかどうか、その辺、町長からちょっとお聞きします。

○議長（和田寛司君） 三浦町長。

○町長（三浦正名君） 確かに、政治は政策が生き物でございまして、これがなくては何の意味もないということでございます。

28年度予算ですけれども、まだ先ほど言ったとおり、予算要求を締め切ったばかりでございまして、ただ事前協議はある程度されております。重立ったものについては。

ほとんどは総合戦略が今回の28年度の重点事業だと思っています。いろんな事業がございます。それについては、先ほど大久保議員がおっしゃったとおり、私も選挙中、ほとんどそういうこととお話をしてまいりました。それはほとんど反映されるということでございます。

ただ、28年度だけで済む問題ではございませんので、御承知のとおり、27年度から31年度までですか、5カ年間の総合戦略でありますから、計画的に政策を実現していくということでございます。

町長の、何ですか、独自の何かというような話もちょっとございましたけれども、強いリーダーシップですか、もちろん総合戦略をやります。ですから、組織も少しかえないと、企画するのはするんですけども、実行に移す段階でやはりその実行部隊というのが必要になるので、それらは28年度来年度、少し考えてみたいと、そう思っています。

それから、その総合戦略だけではないんですけども、前回もお話したと思いますが、やはりこれまでどうしても行財政改革で公共事業と申しますか、特に道路なんかそうなんですけれども、削減してまいりました、正直言って。この分は当面我慢していただきたいということでやってきたんですけども、やはり、どう見ても少しずつ手をつけていかないと、やはり社会資本の整備もこれは必要でございます。ということで、特に道路予算について増額させたいと思っております。

以上です。

○議長（和田寛司君） 大久保議員。

○3番（大久保 均君） 町長は今言ったように強い決意の上で、この自分の政策・施策を遂行するということです。先ほどの答弁聞いていますと、町長が掲げた政策は大分28年度にも計上されているということは認識しております。

まず、あくまでも町長が選挙公約していますので、その政策が任期期間中に達成されるかどうかわかりませんが、ある程度の数値目標を入れながらやっていく必要があるんじゃないかなと思いますけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（和田寛司君） 三浦町長。

○町長（三浦正名君） 私に与えられた任期はあと3年6カ月ですか。総合戦略は5カ年、もう既にスタートしていますから、私の任期を若干超えると思います。ですけれども、任期中には何とか大方のめどをつけて任期を迎えたいと、そう思っていました。

○議長（和田寛司君） 大久保議員。

○3番（大久保 均君） 任期中は何とかやりたいという決意を聞きましたので、私も安心してその政策を見守っていきたいと思っております。

次に、新規事業についてでありますけれども、先ほど幾つか述べられましたけれども、その中に、中山間事業の関係で、農村振興基本計画、予算計上したいということでしたので、この計画は、農業行政を踏まえた新たな施策であると私は思っております。まず将来に向けて、強い農業づくりに対応する基盤整備が含まれているものと認識をしておりますが、この計画そのものは、今後町にどのような効果があるのか、また、どのような事業の導入が可能なのか、ちょっとお聞きいたします。

○議長（和田寛司君） 畑山農林課長。

○農林課長（畑山敦夫君） 主な新規事業のうちの農村振興基本計画の策定により、どのような効果があるのかということですが、この農村振興基本計画は、住民参加のもとに農村振興の総合的な視点に立って地域の将来像を明確化するものです。農村生産基盤整備は当然ですが、それだけにはとどまらず、生活環境の整備やその他の施策の施設の総合的な整備をするための計画となります。

それによって期待される効果ですが、地域の特性や資源を生かした将来像やその実現のための必要な町の取り組みを明確化することができます。それから、役場内のそれぞれの部署間の連携調整を図りまして、農村振興の目標に向けて効果的で効率的な施策を進めることができるようになります。さらには住民参加のもとで作成するということになりますので、住民参加の農村振興に向けた取り組みが振興できるという、このようなことが期待できるものと考えております。

それから、この計画によってどのような事業ができるかということですが、先ほど議員もおっしゃるとおり、中山間地域総合整備事業につきましては、この農村振興基本計画の策定

が義務づけられております。ですので、来年度この計画を策定しまして、再来年度以降に中山間地域総合整備事業に取り組みたいという計画であります。

以上です。

○議長（和田寛司君） 大久保議員。

○3番（大久保 均君） 来年度、その農村振興基本計画の予算を計上するというので、ぜひ、これを計上していただきたい。というのは、先ほど町長、ハード面が大分、五戸町はおくれているというようなことを言っていました。やはりこの事業をもとに、一日も早く中山間地域総合整備事業ですか、やっていただきたいですね。農道の整備とか圃場の整備とか、それをぜひやっていただきたい。要するにT P Pの問題もありますし、やはり圃場の整備がなされていないと、それに対応する農家の方々が大変苦慮すると思うので、一日も早い事業を実施いただければと思っております。

ちなみに私、若干調べましたら、その中山間地域総合整備事業が農業振興地域であるということと、5法指定地域、要するに過疎地域自立促進特別措置法をなされている地域であれば可能であるということになっていきますので、五戸町は過疎に指定されたということですので、大いにこの事業を導入してやっていただいて、そのういた分の予算を逆に単独事業に回して町道整備等を行っていただければと思っておりますので、ぜひこれは、町長、やはりこれを、やはり町長にリーダーシップがないとできない事業と思いますので、ぜひ町長これを上げるということを、中山間事業をやるということをお約束していただければと思っています。その辺お伺いします。

○議長（和田寛司君） 三浦町長。

○町長（三浦正名君） この中山間事業、しばらくぶりでございます、しばらくぶりというか、区域が拡大したものですから、過疎の問題と絡むんでありますけれども、ただ、どこでもやっていけるというわけではなくて、平坦なところは、もちろん中山間というぐらいですから該当にならないんですけれども、これまでの浅水とか倉石のみならず他の地域でも該当する部分があるということでもあります。

そして、この中山間といいますかこの事業は、多分、ここやはり数年ぐらを考えてやらないと、計画が、実際やるのは10年ぐらいはかかると思うんですけれども、じゃないと、やはり国のほうもいろいろ事情がありますんで、いつまでも同じような事業がずっと続くということはちょっと考えにくいと。国の財政事情もございますので、ぜひともこれはやりたいと思っています。ただ、まだ取りまとめ作業にもまだ入っていません。どの地域、どうい

う箇所をやるかとか、今、まだ各課当たってもらっているという最中で、まだ具体的なことは申し上げられませんけれども、先ほど言ったとおり、あるうちにやったほうがいいんじゃないかという考え方でぜひやりたいと思っております。

○議長（和田寛司君） 大久保議員。

○3番（大久保 均君） 今町長がぜひやるということですので、何とかお願いしたいと思えます。

1件目は終わりました、次に、企業誘致及び地場産業に対する優遇制度についてであります。さっき工業団地にもうあきがないんだというふうな答弁でした。また、誘致企業も今経済状況等を見ますと、なかなか地方への移転というのは考えられないと。国では総合戦略の中に本社機能が地方に移転した場合には、税等の優遇措置あると言っていますけれども、大都市から本社を地方に動かすとは考えられないと私は思っております。

そういう中で、土地もない、極端な言い方しますと、土地もない工業団地もない状況ですので、こちらから一生懸命企業にアプローチするの難しいと思うんですよ。要するにPRする要素が何もないんで、幾ら県とかその市の企業誘致のためのフェアに行ったとしても、なかなか五戸町としては言っていけない、職員も大変だろうと思えます。

そういう中で、私は、1つお願いしたいのは、町長もこの施策の中に掲げておりますけれども、人材誘致、要するに逆にUターン、Iターン、Jターンを含めて、五戸町に来てもらうと。要するに企業が生産拠点としているその工場から開発・研究部門を離す企業等もあるというふうなことを聞いていますので、逆にそういう方々に五戸町に来てもらって、空き家を利用してもらうとか、あと、公共施設のあき、校舎でも何でもいいんですけれども、そういう施設を紹介するとか、そのほうが可能性が高いんじゃないかと思うんですけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（和田寛司君） 三浦町長。

○町長（三浦正名君） 大久保議員おっしゃるとおり、例えば、生産工場で何百人もとなるとかなりの広大な用地が必要でございます。現在のところそういう用地は五戸町にはないんですけれども、また、つくればいいんじゃないかという考え方もあるんですけれども、なかなかそこまで踏み切れないところもございます。といいますのは、八戸の北インター、桔梗野団地もそうですけれども、80%ぐらい分譲が進んでいると。ただ片や六戸の金矢工業団地、30年以上経過しているんですけれども、まだ30%にも満たないような状況。去年は木材の工場が大きいのが、ようやく一つ、そのぐらいなんですけれども。そういう中で、大久

保護員おっしゃるとおり、研究部門という考え方ですね。研究といってもいろいろあるんですけれども、製造工場に比べればそんな大きいスペースが必要はない場合が多いんじゃないのかなと、私もそう思いますので、ぜひともそういった方面に少し目を向けて取り組んでまいりたいと、そう思っています。

空き家という話もございました。現在ある空き家、そのまま使えるところはなかなかないんでしょうけれども、もし幾らか補修して使えるような施設があれば、そういうのをリストにとどめておくようにしたいと思っています。

○議長（和田寛司君） 大久保議員。

○3番（大久保 均君） 実際に、この人材誘致で成功した自治体も全国の町村にはあります。

それらの空き家なんかを町でリフォームして企業に提供するとか、空き校舎の1教室を提供するとか、そういうことして、逆に入ってくる人口のほうが出ていく人よりも多くなってきたという自治体もありますので、それをうまく利用してやっていければと思っております。

次に、地場企業に対するの育成でありますけれども、五戸町の企業は、青森県内でも有数の事業数を持っているということで、事業数であれば町村では青森県第1位の事業所の数であると。24年ですけれども、従業員数も町村では県内では3位と、製造出荷額でも町村では3位と。確かに農業の町でもあるけれども、そういうような企業の町でもあると私は言えると思うんですよ。これだけの生産をしていますし、雇用していますので。

やはりそういう中で、やはり地元企業の町独自の優遇措置、さっき町長の答弁でもありましたけれども、そういうことでもっと拡大して、特に先般話題になりました橘機工、要するに航空産業の部品をつくっている会社、企業とか、そういうのありますので、それらとうまくタイアップして、もっともっと地元の企業を発展させると。それによって雇用もふえてくると、誘致企業より私はそっちのほうが確実性があると思っておりますので、その辺をもっと力入れてもらいたいと思っておりますので、その辺についてもう一度、町長から答弁をお聞きします。

○議長（和田寛司君） 三浦町長。

○町長（三浦正名君） 先ほどの答弁で、ものづくり支援事業というお話もしました。これはまだ具体的、細かいところまでまだできていないんですけれども、そのほかに大久保議員からお話ししました、地元の企業もいろいろ有望な企業があるんじゃないかと、そういう支援策というようなことで、具体的な事業名をおっしゃっていらっしゃいました。五戸町にYS-11の後継機といわれるMR Jの部品をつくっている会社がいるわけでありまして、これは

本当に成長産業でございます。他の市町村からも非常に興味を持たれているので、ぜひともこれを五戸町でどんどんもっと育成してもらって、そのために町も町でできる範囲でいろいろ協力をさせてもらいたいと、そう思っています。

それから、先日南小学校の人工光の植物工場の稼働が始まったんですけれども、ああいったものも、南小学校については無償で対応するというので、そういった設備投資の負担を軽減している、少しは役立っているのではないのかなと、そう思ったりしています。

また、又重小学校の跡も、まだ公募はこれからですけれども、そういったもし企業が名乗りを上げるのであれば、またそれなりにいろいろ町も支援していくと、そういうことでございます。

大久保議員がおっしゃるように、企業誘致といいますとどちらかというと中央からあるいは他の地域からこっちに引っ張ってくるというイメージなんですけれども、それも大事ですけれども、地元のやはり意欲のある事業者を町が支援していくと、これは当然のことだと私は思っています。ですから、そういう事業者も実際にいるわけでありますから、できる限りの支援をしてみたいと、そう思っています。

○議長（和田寛司君） 大久保議員。

○3番（大久保 均君） 町長の答弁のとおり、特にほかの町村にない町の優遇制度を考えていただきたいと思っております。

次に、3件目の汚水処理基本構想について若干お聞きします。

私も議員になってから何回か一般質問していますし、ほかの議員さんの皆様もこの公共下水、合併浄化槽について質問しております。今までの町長の答弁は検討しますと、おっしゃってきましてけれども、やはり公共下水は年数もかかると、整備に。また膨大な費用もかかるということで、それと、今町の現状は空き家がふえている、人口が減少していると。やはり実態に合ってきていないと。何年かに一回は見直し等をして、縮小したり区域変更したりしてきているんですけれども、まだまだ私は足りないと思うんですよ。今、抜本的にこれを見直ししないと、町の財政も圧迫してくるだろうと思っておりますので、早い時期にこの基本計画をつくって、やはりやっていくということが必要だと思っております。その中で、町長は将来つくると言っていますので、それを時期を早めてつくっていただきたいとお願ひしておきます。

それと、合併浄化槽についてですけれども、本来であれば公共下水という農集もそうですけれども、町で管理していると、あとは流域で管理しているということで、本来からいくと

不公平なわけなんですよね、浄化槽を設置している区域の方々は、その辺を何とか引き上げてもらいたいということで、今まで市町村設置型の合併浄化槽をやってもらえないかということで町長に何回も申し上げました。町長は今の答弁でも財政的に非常に厳しいと、事務的にも厳しいと言われましたけれども、公共下水の区域変更を減らして合併浄化槽をやったほうが、逆に財政的にいいんじゃないかなと、市町村設置型を。それから職員の事務量がふえるという話だけれども、それは事務量は確かにふえるでしょうけれども、あとは委託とかそういうのをしていくことによって町の企業とか、そういうのもまた活性化になると思いますので、これは、今の基本構想を含めてぜひ検討していただきたいと思いますが、この辺について町長、どう考えますか、もう一度お願いいたします。

○議長（和田寛司君） 三浦町長。

○町長（三浦正名君） 現在の公共下水道でありますけれども、大久保議員おっしゃるとおり、この人口減少時代に突入しております、このままこの下水道で整備した場合、将来的に、管理費はできた分かかるわけありますから、ただ、利用する人がもういなくなるという予想も十分あるわけでありまして、そういう中で、やはりこのままの下水道だけの整備だけでいいのかどうか。前にも話ししたとおり、近いうちにこれは見直しをかけなければならないという考えではおります。

下水道で、現在の計画区域を、じゃ何年たてば完了するのかという話も建設課長といろいろ話しするんですけれども、あと二、三十年はまだかかるでしょうと、そういう状況でありますから、計画区域以外の計画されていない区域もまだあるわけでありまして、それらも含めて考えますと、やはり合併処理浄化槽でもうやるべきじゃないのかなと。そういう中で、じゃ、その浄化槽も市町村設置型にするとか、個別のやつにするか、そういう議論も出てくると思います。その辺を少し研究しながら、いわゆる費用対効果も入れながら、早いうちにこれは判断しなければならないと、私はそう思っております。

○議長（和田寛司君） 大久保議員。

○3番（大久保 均君） 今、近い将来検討するということですがけれども、その結論が出るまでの間でも個人設置型に対しての今の助成金額を上げてもいいと思うんですよね。その辺、建設課長からお聞きしますけれども、隣接の市町村での個人設置型に対する助成金がどのくらいなのか、ちょっとわかっていたら教えていただければと思います。

○議長（和田寛司君） 山下建設課長。

○建設課長（山下 淳君） ただいまの質問ですがけれども、合併処理浄化槽については、五戸

町では5人槽については18万6,000円交付しております。6人槽以上7人槽については21万9,000円、10人槽以上については27万6,000円を交付しておりますけれども、同額の町村も二、三あるわけですけれども、五戸町よりも少ない交付額をやっているところも2町から4町あります。

県内でいいますと、全体で28市町村、この合併処理浄化槽の補助金を交付しておりますけれども、まずその中で五戸町以上の町村、金額が五戸町以上の町村はやはり20町村ぐらいあります。だから、どっちかという五戸町は金額は少ないほうでまず交付しているという状況です。

また、交付額の約半分は町の持ち出しということになりますので、財政的な面が非常に大きいと思います。

以上です。

○議長（和田寛司君） 大久保議員。

○3番（大久保 均君） 五戸町がほかの町村より低いと。私も調べましたら確かにそのとおりでした。やはり、市町村設置型までもっていかないのであれば、やはり、隣接の町村並みぐらいまで交付金を上げる必要があるのではないかと思います。

ちなみに、5人槽の35万円2,000円というのは、これは国の基準額なんですか、ほかの町村で交付している金額は。これをちょっとお聞きします。

○議長（和田寛司君） 山下建設課長。

○建設課長（山下 淳君） 国の基準額を超えていると思います。だから市町村で負担しているのが多いんじゃないかなと思っています。ちょっと、金額的なメモを忘れましたけれども。そういう記憶しております。済みません。

○議長（和田寛司君） 大久保議員。

○3番（大久保 均君） この3件目で町長にもう一回お聞きしますけれども、この市町村設置型が不可能であれば、やはり基準額を上げて、町の持ち出しがあってもやるべきだと思うんですよ。年間の基数がそんなに多いわけじゃないと思います。特に、今少子高齢化になって世帯数も減っているし、家をつくったとしても面積も少ない、坪数が小さいとなれば、7人槽で今まで検討したのが5人槽でいいかもわかりません。そういうことを考えると、やはり隣接市町村並みの、最低でも、金額に上げる必要があるんじゃないかと思いますけれども、その辺町長はどのようにお考えしているか、お聞きします。

○議長（和田寛司君） 三浦町長。

○町長（三浦正名君） 先ほど答弁したんですけれども、公共下水道の見直し時期が近々やらなければならないということを言いました。その時点で、補助の引き上げとか、そういう部分については考えたいと思います。

○議長（和田寛司君） 大久保議員。

○3番（大久保 均君） 最後ですけれども、考えるじゃなくてぜひ実行に移していただきたいと思っています。

最後になりましたけれども、新年度予算の審議には私もこの場にいるとは限りませんので、今回約束したことを、ぜひ守っていただきたいと思っております。これも最後でありますけれども、やはり町長が強いリーダーシップ発揮してやっていけば何とかなるものかなと思っておりますので、町長の任期期間内に公約が達成されることを願って質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（和田寛司君） ここで休憩をとり、「一般質問」の残余については午後1時から行います。

この際、暫時休憩いたします。

午後零時 休憩

午後1時 開議

○議長（和田寛司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1の「一般質問」を続行いたします。

川村浩昭議員の発言を許します。

質問方式は一問一答です。

川村浩昭議員。

〔11番 川村浩昭君 登壇〕

○11番（川村浩昭君） 議席番号11番、川村浩昭です。第34回定例会に当たり、議長のお許しをいただきましたので、さきに通告してあります2件について質問をいたします。

1つ目、防災についてであります。

五戸川流域の水害に対する防災についてお伺いいたします。

先ごろ三戸地区では、平成25年9月の台風18号による豪雨で馬淵川は氾濫、また、平成27年9月の関東東北豪雨による鬼怒川の氾濫は記憶に新しいことであります。このような災害

に対すべく五戸町では五戸町洪水ハザードマップを製作しておりますが、その具体的政策がありましたらお知らせいただきたいと思います。

2つ目、しつこいと思いますが、夢の森ハイランド現金盗難について。

間もなく時効となるわけですが、今月末のところですが、それに対する町長のお考えはいかがかと思しますので、よろしく御答弁お願いします。

終わります。

〔11番 川村浩昭君 降壇〕

○議長（和田寛司君） 三浦町長。

〔町長 三浦正名君 登壇〕

○町長（三浦正名君） 川村議員の御質問にお答えいたします。

1点目は、防災についてであります。

五戸川流域の水害に対する具体的政策という御質問であります。川村議員が言われるように、平成20年度に五戸町洪水ハザードマップを作成し、全戸に配布しております。

ハザードマップは、自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したものであり、予測される被害の発生地点、被害の拡大範囲及び被害程度、避難場所の情報が示されており、ハザードマップを利用することにより、災害発生時に住民は迅速的確に避難を行うことができることで、被害の低減に当たり非常に有効となります。

しかしながら、五戸川及び浅水川流域の避難所の中には、河川浸水想定区域や土砂災害警戒区域に位置する場所もあるため、避難所を見直す必要があるかと思えます。

また、最近、短時間のうちに、局地的に降る大雨なども予想されることから、避難している間に洪水に巻き込まれることがないように、避難経路の作成や避難訓練、また、雨量や河川増水の情報収集と住民への伝達方法なども検討し、これらの事項を防災計画の見直しに合わせて計画に盛り込んでいきたいと考えております。

次に、夢の森ハイランド現金盗難についてであります。

答弁の前に、川村議員は間もなく時効となるがとおっしゃっておりますが、時効は7年であと1年残っております。あらかじめ確認しておきます。

まず、平成21年12月13日の未明に発生しました盗難事件は6年が経過し、時効成立まで残り1年となっておりますが、いまだに被疑者の検挙に至っておらず、現在も捜査は継続しているとの報告を受けております。

また、捜査状況につきましては、捜査に支障を来すおそれがあることから、コメントを差

し控えさせていただきますと五戸警察署から回答があったことを聞いております。

時効成立まで残り1年足らずとなりましたが、倉石地域振興公社には最後まで諦めることなく捜査に協力していただき、検挙につながることを願っております。

町といたしましては、今回の盗難事件はまことに遺憾であり、倉石地域振興公社に対しまして管理運営の徹底を指導し、二度とこのような事件が発生しないよう、再発防止の対策を行っていただいたところであります。

以上です。

〔町長 三浦正名君 降壇〕

○議長（和田寛司君） 川村議員。

○11番（川村浩昭君） どうもありがとうございました。ハザードマップにより被害も少なくなるだろう、いろんな避難経路等々これからまた盛り込んでいくということなんで非常にうれしいことだなと思います。

自治体が発令する避難は大きく分けて3つあるわけですが、準備情報、そして勧告、指示ということになっていますが、これらはほとんどが起きそうになって、もうどうにもならない状況、なつての対策だと思います。その前に、先ほど町長さんの答弁にもあったように、危険な箇所あるいは低地の、堤防より低いところ、そういうふうなところをどのようにして守っていくかということも盛り上げて進めていかなくてはならないと、こう思うんですが、その点についてはいかがですか。

○議長（和田寛司君） 三浦町長。

○町長（三浦正名君） 避難所の見直しでありますけれども、数年前、全てではありませんけれども、危険と思われる避難所の視察も行っております。ただ、まあ、ほとんどが自治会館とか集会所になっておりまして、これを移転するとなるとなかなかこれは難しいものがございます。自治会館とかそういうものは原則的に地元負担、町の補助もありますけれども、そういう中で結構新しい建物もございます。そういう中で、すぐにとということにはなかなか難しいんですけれども、また老朽化して建てかえという話がある部分については早急に検討するように促すということは今後ともしていきたいと、そう思っています。

○議長（和田寛司君） 川村議員。

○11番（川村浩昭君） それは本当にありがたいことだと思います。

まず、この災害対策法第60条に基づいての町長の発令、これは、確かにこれから危ないよと、もう危険が迫っているよというときに発令になるわけですが、その前にこれは多分県の

河川課とか河川防災施設課とか、そっちのほうの問題になるだろうと思うんですが、川、先ほど午前中に根森議員もおっしゃっていましたが、河川敷の問題。

それから、この三戸あるいはこの間起きた鬼怒川の問題でもそうなんですが、やろうと思っていて、それが災害の後になってしまうということが往々にしてあるわけで、特に例を申し上げますと、三戸の相内地区の堤防をかさ上げしました。かさ上げしても、かさ上げすることによってその川の隣の畑が低くなる。低くなるというよりも堤防より大分低くなりますね。そうすることによって増水したときにその畑に、平地に降った雨等が流れ込むところがない、たまる、逆に川から逆流する、そういう傾向が大いにある。五戸町にもそういうところがいっぱいあります。特に川原町の並びずっと、下新田のほうもそうですね。これは、川が増水することによって田んぼとか中市筒口の方向、八幡様のほうから降った雨、雨水等がどんどん流れて下がってきます。そうするとそれが川に入れない、逆流する。だから幾ら堤防をかさ上げしても、これは浸水するという形になりかねない。

ですから、これは県の河川課、予防課のほうの多分仕事でしょうけれども、五戸町、五戸川を管理していなければならない立場にあると思うんで、この防災の対策の仕方をもう少し考えて、県のほうに話しかける、設備課なり整備課なりのほうに打診したりなんかしていますか。

○議長（和田寛司君） 佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木万悦君） 特に防災の関係では県については協議してはおりません。

○議長（和田寛司君） 川村議員。

○11番（川村浩昭君） それでは、これは、長い目で見れば、余り長い目で見られても困るんですが、とにかく防災、安全・安心のためには、堤防を上げるよりも、むしろ河川敷をしっかりと掃除してもらって、底下げをしてもらったほうがずっと安全だと思うんですよ。川底を下げることです。そうすると、脇からの水も落ちていくし、そうすれば大分災害が減じられるのではないかと思うんですが、その点についてはどう思いますか。まず、陳情なり申請なりしなければならんことですが、県の仕事でしょうから。町としてはどうなんでしょうね。そういうことを考えていますか。災害が起きてから、起きそうになった、危ないぞと逃げるよりも、そういう対策も必要だと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（和田寛司君） 山下建設課長。

○建設課長（山下 淳君） 午前中の話と重なる部分があるんですけども、建設課のほうと

しては、五戸川とか浅水川のまず河川の断面確保のために河床整理というんですか、河床にたまった土砂の撤去のお願いはしております。ただ、午前中にもお話ししたとおり、ここ数年は工事をやってもらっていないというのが現状です。

以上です。

○議長（和田寛司君） 川村議員。

○11番（川村浩昭君） 本当にここ数年全く川に手がついていない、これは現実だと思います。もう課長さんも知ってのとおり、今工事している天満下の用水のところですね。あのちょっと上のあたり、30メートルから50メートルあたりの堤防が崩れて、土どめが欠けています。あれは、水がふえればあそこから欠けますよ。それも何回もしゃべっていることです。手がついていないし、だから本当に河川を見るにつけても本当に心配でなりません。町長さんは高いほうにいるから安心だろうけれども、低いほうの川原町にいる人たちは本当に大変だと思いますよ。私は川のすぐそばで育ったんで本当に感じます。それに起伏の多い五戸町ですので、土砂の崩れやすいような崖もあります。その崩れによって川がせきとめられた経緯もあります。今工事がなされてそのところは安全だろうなと思っておりますが、そういうところがまだまだあると思います。

今、川原町を例にとって言いましたけれども、五戸川は全般に浅くなっています。その割には広くない。これは、悠長してられない。とにかく県に申し込むなり陳情するなり、世話に行って、五戸川、たとえ2級河川であれ、危険なものは危険なんですから、そのところを何とか進めてもらいたい、防災のために。どうですか、やってくれますか。

○議長（和田寛司君） 三浦町長。

○町長（三浦正名君） 川のしゅんせつとか、これは午前中の雑木、雑木を中心として要望は強くやっておるつもりでございます。雑木については、ことしもいつごろでしたかな、3か月か4か月ぐらい前に行ってまいりました。そのおかげかどうかわかりませんが、予算も若干ついているような話で、また来年度もなんか、課長の答弁にあったとおり若干はつくのかなと。あるいは、平成25年のときも陳情に行っているんですけども、ちょうど川村議員の御質問にあった25年9月、馬淵川の氾濫、その前23年も氾濫しているんですけども、その後、私、ちょうど行ったんですけども、そしたら、予算はついていたけれども、馬淵川のほうにどうしても回さなければいけないということで、今回は勘弁してくれと、そういう話もございました。

ということで、そういう要望は出しております。私も何回か行っておりますし。ただ、し

ゆんせつについて、これはもう少し私のほうも雑木の撤去だけじゃなくて、そちらのほうも強く要望してまいりたいと思っております。

○議長（和田寛司君） 川村議員。

○11番（川村浩昭君） どうもありがとうございます。強く要望して、午前中の質問にもあったように、リーダーシップをとってしっかりと頑張ってもらえればと思います。

それから、この雑木の伐採等に関しては、自治会長会議なんかでも大分、たしか出てきたと思うんですが、切ってもいいのなら、なんも切ってけるよと、やってやるよという人たちがいっぱいいます。ですから、そういう人たちを上手に使ってやれば、そっちのほうは大分片づくのではないかなと。土砂は上げられないにしても雑木は何とかなるのではないかなと思います。これもなんか課が違うようで整備部だとか設備課とかと言っていましたけれども、いろんな課があるようですので、そっちのほうに働きかけて何とか安全な五戸川にしてほしいなと思います。

さて、防災については大体この辺で、ひとつよろしくお願いを申し上げます。

2つ目、夢のハイランド盗難事件について。

勘違いしていました。1年あったそうです。どうも済みません。

でもこの時効が近くなるにつれて、町民の中からはいろんな声が聞こえます。私ももうこの辺でいいんじゃないという回答をしておったんですが、なかなか引いてくれなくて、どうなっているのよ、どうなっているのよという声が非常に多い。あげくの果てに最近なんか新しいしゃべり方をされたりして、ちょっと腹立ったことがあったんですが、実は、こんなに犯人が拳がらないということは、本当にお金あったのかとか、そんなとてつもない考え方をしている方もおります。ですので、これは、町長さんが一生懸命やってくれているのはすごくわかるんですが、やはり警察署の捜査の邪魔にならない程度の、何ていうんですか、情報集めみたいなこととか、そういうのもちょっとは町としてもやってみたらいかがかなと思うんですが、いかがなものでしょうか。

○議長（和田寛司君） 三浦町長。

○町長（三浦正名君） いろいろ新しいうわさとかかなにかは、承知していませんでしたけれども、お金があったのかとか、非常に心外で、私はきょうは社長じゃないものですから、町長ですけれども、それを公社の人間が聞いたら非常に憤慨するのではないかなと思っていましたけれども。それは余計な話でありますけれども、川村議員から再三、町としての情報集めとかそういう話もございました。それに対して、町長の立場あるいは社長の立場でいろいろ

答えてまいったわけでありましてけれども、もう一回振り返ってみますと、当時の状況、発見されたのは、発見というか、わかったのは早朝でございまして、ただもう午前中には既に青森県の県警本部から鑑識課も来て、パトカーも2台ほどとまって、非常に物々しい状況でございました。またもちろん職員からもいろいろ事情聴取もされまして、警察当局は最大限の努力をしてくれたと私はそう思っております。

ただ、ここからはちょっと憶測なんですけれども、議会の答弁で憶測というのはちょっとなじまないのかもわかりませんが、私なりにちょっと思うのは、事件の状況から言って、これは通りすがりの人間の犯行ではないだろうなど。そういう中で、結局そういう目撃情報とか情報収集、情報収集は別として、よく見るように、殺人事件とか何かさまざま行方不明もそうなんですけれども、チラシを配ってやっているのよく見かけますけれども、あれはやはり全く犯人の範囲が全くわからないと。それこそ逆に言うと通りすがりの人間、そういった場合にやはり全く他人の目撃情報というのはある意味では有力な場合もあると。そういう中で先ほど言ったとおり、これは通りすがりの犯行ではないなど、私はそう思っておりますけれども、そういうことで、私は早期解決するものだと思っておりました。ただ、残念ながら、多分これはそういった物的証拠とかあるいは確実な目撃証拠とかそういうのがとれなかったのかなと。そういうことがあって検挙に至っていないのかなと、私はそう思っております。

しつこいようなんですけれども、これは私の憶測ということでございますから、真実、本当かどうかはわかりませんが、そういう状況でありましたから、町として、じゃ、何ていうんですか、先ほど言ったように街頭に立ってビラ配りして、こういう人を見かけなかったかとか、そういうところまでは考えなかったといえますか、また警察のほうからもそういった指導もございませんでした。ということで、ただ結果的にはやはり6年間も解決しないまま過ぎてしまったということは非常に残念だなど、そういう思いはございます。

○議長（和田寛司君） 川村議員。

○11番（川村浩昭君） 今、憶測で答えてもらったので、これに対してはどうも何とも言い方がないんですが、まず、情報収集、何ていうか、ビラを配って外側の人だけということでもないでしょうけれども、いろんな近くの人たちもいろんなうわさをしていながら、聞きに行けば口をつぐむというようなこともありまして、私らもなかなか聞けないんですが、まずこういう情報集めというのは、警察の指導で行うものでもないでしょう。たとえそれが広域であれ狭い地域であれ、地区であれ、情報収集は情報収集でありますから、できるならばや

ればよかったのかなと本当に思っています。

今、町長さんの答弁にあったように、憶測でしかないんでしょうけれども、やはりこのことは何回も言うようですが、忘れられてはならないことだし、何とか解決してほしいなと思っていることですので、何とか頑張って、何かの方法、やはり何も動かないということは、動けないということはないと思うんで、何か少し情報を見つけているんだよというふうなアピールも必要だと思うんです。ですから、町民から見ると、何やっているのよという疑いの声、それが今先ほど言ったようなうわさとなって出てきていると思うんです。ですから、やはり少しアクションを起こしたほうがいいのではないかと思います。その点はどうか。やはり、警察に任せていいんだということですか。

○議長（和田寛司君） 川村議員に申し上げます。通告の範囲を超えていますので、質問の内容をかえるか、または中止するか、お願いいたします。御納得いたしませんか。

○11番（川村浩昭君） しません。

○議長（和田寛司君） それでは、一般質問のできる範囲は、会議規則第61条の規定により、町の一般事務について議長の許可を得て質問することができますとあります。一般事務とは、五戸町の行政事務のことです。したがって、その範囲を超えないようお願いいたします。

○11番（川村浩昭君） わかりました。じゃ、やめます。

○議長（和田寛司君） 川村議員。

○11番（川村浩昭君） じゃ、そのことについてはお答えは要りません。

とにかく、この盗難事件は忘れられてはいけないことですので、町としてもそれに町民の納得のいくように対処してほしいと思います。よろしくお願いします。

終わります。

○議長（和田寛司君） 次に、尾形裕之議員の発言を許します。

質問方式は一問一答です。

尾形裕之議員。

〔9番 尾形裕之君 登壇〕

○9番（尾形裕之君） 議長のお許しを得ましたので、さきに通告いたしました3点につきまして質問させていただきたいと思います。

まず1点は、五戸総合病院の改善についてでございます。

病院の接遇状態はよくなったのでしょうか。

また、要望していました病児保育の開設の件等は検討されたのでしょうか。この点をよろしくお願ひしたいと思ひます。

2点目は、公職選挙法違反について、特に葬儀に関してでございます。

今、国会議員が枕花を提供したことで問題になりましたが、葬儀の際、ほかにどんなことが違反になるのでしょうか。また、五戸町では該当する方がいらっしゃるのでしょうか。

3点目は、第9分団のポンプ自動車購入の件でございます。

入札後、消防ポンプ自動車売買契約の合意解約がなされたと聞きました。その経緯の説明を求めます。

また、今後どのようにするのでしょうか。そして、なぜその際に仕様書が分団でも要望していない長野式ポンプのことがあったのでしょうか。理解できるように御説明お願ひいたします。

以上です。

〔9番 尾形裕之君 降壇〕

○議長（和田寛司君） 三浦町長。

〔町長 三浦正名君 登壇〕

○町長（三浦正名君） 尾形議員の御質問にお答えします。

最初の病院の接遇はよくなりましたかについてでございますが、この御質問は6月、9月の定例会で医師・看護師の接遇の改善について院長が答弁しておりますので、医師の個人面談を実施したその後の状況なども含めまして、この後院長より答弁させたいと思ひます。

次に、病児保育室の開設の件は検討されましたかという御質問でございます。

まずは、病児保育について、簡単に御説明申し上げます。

病児保育とは、突発的な発熱や病気、現在治療中の病気の回復期にあってもふだんどおりに通常の保育園に通園できないときなどに、幼児の保護者の委託を受けて一時的に預かる保育施設になります。

この施設を運営するためには、保育室などの専用スペースを持ち、保育士と看護師の配置が義務づけられております。また、緊急時の医師や栄養士などと常に連携や対応がとれるような体制が必要となっております。

現在、県内の自治体病院でこれを実施しているところはないと聞いております。そこで当院でこの病児保育の認可を受けるためには、現在は専用の保育するスペースや幼児用のトイ

レなどを確保することが困難であります。また、新たに保育士と看護師を採用しなければならないことになります。

このような条件や基準をクリアしたとしても多額の費用を投資し、収支を考えた場合、病院経営をさらに悪化させるものと考えられます。

住民サービスの向上は理解できますが、今のような厳しい経営状況が続いている中で、当院に併設するのはかなり難しいと考えております。

次に、第9分団のポンプ自動車購入の件についてであります。

初めに、1点目の、ポンプ自動車を購入できないこととその経緯についてであります。第9分団消防ポンプ自動車の購入につきましては、ことし7月に入札を行い、議会の議決を経て落札した業者と契約いたしました。契約した業者が町で示した仕様書のとおり車体をつくると、車体の前部分に荷重がかかり過ぎてバランスが悪く、車検が通らないとのことでした。このため、契約業者から町と第9分団に対し、仕様の一部変更を提案されましたが、第9分団ではこれまで、団の内部で時間をかけて検討したものであり、仕様の変更は受け入れられないという結果でありまして、11月21日付で合意解約ということとなりました。

今回の仕様については、製造が非常に困難であったこと、また、仕様書の表現に解釈の誤解を招く部分があり、今後は担当者が仕様書を作成するときは十分注意するよう指示したところであります。

2点目の今後どうするかという御質問であります。先ほど申し上げたとおり、第9分団の要望する仕様書のとおり再入札することは、納入業者が限定されることとなり、入札を辞退する業者も予想され、入札の公平性、透明性という点において問題があることから、第9分団と協議した結果、今年度の納車は見送り、次年度納車予定の第11分団に順番を譲るという結論になりました。

第9分団は、今後入札が可能な仕様となるよう、団内で時間をかけて検討するというところであります。

3点目の御質問の、なぜ仕様書が分団でも要望していない長野式ポンプのことがあるかという御質問でございますが、この点については、仕様書を作成する際には、いずれかのメーカーの製品仕様を載せるのが通常でありまして、今回については第9分団が要望した製品を仕様として載せております。製品については、指名業者から質問があった場合には、その製品と同等の性能等が確保されれば問題ないということで回答しているところであります。

以上です。

〔町長 三浦正名君 降壇〕

○議長（和田寛司君） 金澤選挙管理委員長。

○選挙管理委員会委員長（金澤孝吉君） 尾形議員の御質問にお答えいたします。

公職選挙法違反については、いろいろな事例がありますが、御質問は葬儀に際してということですので、それに限ってお答えさせていただきます。

葬儀の際の公職選挙法違反事例ですけれども、公職選挙法第199条の2第1項では、公職の候補者等は当該選挙区内においては、いかなる名義をもっても寄附をしてはならないというふうに規定されております。また、同法第249条の2第3項の規定では、葬儀などの当日にみずから弔問し、その場においてする香典以外の寄附は行うことは禁止されております。したがって、香典以外の花輪、供花、線香等は寄附となりますので、公職選挙法違反となりますし、葬儀の前や葬儀が終わった後に弔問し遺族に香典を出すことも違反とされております。

また、葬儀に本人以外の配偶者、親族、秘書などの代理人が出席して香典等を届けることも公職選挙法違反になります。

また、後援会などについては、花輪、供花、香典その他その時期のいかに問わず公職選挙法違反になります。

ただし民法上言われております親族、6親等内の血族、配偶者及び3親等以内の姻族に対する寄附は例外として認められます。

違反に対する罰則は、50万円以下の罰金となっております。

なお、現職の議員が公職選挙法違反の罪で罰金か禁錮の判決が確定した場合には、同法第252条と地方自治法第127条の規定により、5年間選挙権と被選挙権を失うため、失職することになります。

また、五戸では該当する人がいるかどうかということですが、これについては選挙管理委員会としては把握しておりません。

以上であります。

○議長（和田寛司君） 蝦名五戸病院長。

○総合病院長（蝦名宣男君） 尾形議員の質問にお答えします。

接遇はよくなりましたかという質問に対して、よくなりましたと、私のほうから言うのはおこがましいというか、非常に手前みそになる発言になるかと思いますが、接遇の改善に関しては、常に努力するように指示をしているところです。また、ドクターとの面談のときに

も和やかに笑顔でということは説得しておりますけれども、場合によっては前回、前々回、どちらかに言ったかもしれませんが、どうしても不機嫌な場合が見られるようで、その辺に関しては申しわけないなと思っております。

また、4月から受付の窓口で専属のナースがいて、患者様や家族の方々からの相談を受けつけておりますが、苦情に関しては大体月2件から5件くらい、たまたま11月は苦情はなかったということですが、今月既に2件出ております。

ただ、苦情があるなしだけが接遇のよしあしではないと思っております、この相談窓口において、いろいろ入退院のこととか、検査を受けるんだけれども、受けるようにと言われて来ましたが、何科に行って検査を受ければいいのでしょうかとか、いろいろ細かい御相談に対しても丁寧に対応しております。大体月に、25件が多いんですけども、ぜひともこの窓口に関しては、たまたま午前中だけになりますけれども、有効に使っていただいて、上手に利用していただく方向で検討していただければと思います。

なぜ午後からはいないかと言いますと、専属のナースそのものの本来の仕事は医療安全に対する専従者ということで、午前中安全面のこととかその辺も含めて対応しております、午後からはそういう医療安全で、例えば病棟で何かトラブルがあったとかそういうことに対する対応とかで動かざるを得ないので、たまたま午前中だけになりますけれども、ぜひとも使っていただければと思います。

○議長（和田寛司君） 尾形議員。

○9番（尾形裕之君） ありがとうございます。

まず、五戸総合病院の改善についてでございますが、院長さんより大変懇切丁寧な御説明がございました。6月、9月やってきたわけでございますが、9月に障害者の方をいじめたという話が私の耳に届いてきました。院長、把握していましたでしょうか。

○議長（和田寛司君） 蝦名病院長。

○総合病院長（蝦名宣男君） 把握しておりません。

○議長（和田寛司君） 尾形議員。

○9番（尾形裕之君） 院長は、医師だけでなく看護師さんも病院全体を把握しなければなりません。病院全体で接遇をよくする方向性で理念を掲げていらっしゃると思いますが、もっと毎月じゃなくて毎日でも訓示とかして、先生方と十分話し合って、接遇の改善をしていただきたいと思っております。

それと、要望していた病児保育のことを懇切丁寧におっしゃっていただいたんですけど

も、以前にも一般質問で言いました。今回、説明していただきました病院と病院の連絡調整ですか、あれは機能しているのでしょうか。もし機能しているのであれば、前回、一般質問で言いました赤十字と言いましたか、あそこの病院の整形外科からこちらの病院に回ってくる要望書に何ら五戸町立病院というの書いていませんでした。それは改善されたのでしょうか。まずその辺をお願いします。

○議長（和田寛司君） 蝦名病院長。

○総合病院長（蝦名宣男君） 赤十字病院との連携に関して、私なりに言いたいことはあるのですけれども、このような場所でちょっと発言するのは差し控えたいような内容になります。ただ、医療連携室というものが機能して、患者さんとの、こちらで受け入れる、あるいはどちらかの病院に御紹介する、そういう機能は動いております。もし、日赤のことでお聞きになりたいのであれば、別の席で十分御説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（和田寛司君） 尾形議員。

○9番（尾形裕之君） 今言っていて結構ですよ、別に。

○総合病院長（蝦名宣男君） いや、私の立場……

○9番（尾形裕之君） 私の発言中です。

連携ができるのかできないのか、言いたいことではなく、なぜできないのかですよ。その辺のところを十分に考えていただきたいと思います。

その次に、先ほど院長が言っていました医師について、だめだったというのがあるという発言があったんですけれども、本当に、言いましたとおり、毎回毎回やっていただきたい。深くそれを言うておきます。よろしいでしょうか。まず愛される病院つくらなければなりません。院長就任してから、去年までで一般会計からの繰り入れは120億ほどあります。御存じでしょう。120億あるんです。基準外繰り入れでもって40億近くあるんですね。わかっていると思います。40億といいますと先ほど大久保議員のほうから一般質問ありました道路の問題とか何とかが一週に解決します。この点を真剣に考えていただきたいと思います。来年以降、町長のほうで基準外繰り入れをしないようなお話を聞いていましたけれども、もしそうなれば、院長が身銭切って、3億、4億埋めていただくようなことになるかもしれません。十分にお考えしていただきたいと思います。

何かありましたらどうぞ。

○議長（和田寛司君） ただいまの発言は通告外ですので、注意をいたします。続けてくださ

い。

尾形議員。

○9番（尾形裕之君） それでは、続きまして、公職選挙法違反についてでございます。

先ほど、5年間は無理というようなお話をいただきました。その中で、じゃ、時効というのをした場合、時効というのは何年ぐらいのものでしょうか。

○議長（和田寛司君） 金澤選挙管理委員長。

○選挙管理委員会委員長（金澤孝吉君） 時効といいますと。

○議長（和田寛司君） 尾形議員。

○9番（尾形裕之君） 仮に、仮にですよ、例えば枕花を提供したと。でも通報されない、つかまっていなかったと。それから何年すればそれは時効になってしまうのか、そういうことです。

○議長（和田寛司君） 金澤選挙管理委員長。

○選挙管理委員会委員長（金澤孝吉君） それは挙げられない限りは事件になっていませんから時効はないわけです。

○議長（和田寛司君） 尾形議員。

○9番（尾形裕之君） ずっと時効はないわけですね。ありがとうございました。

それと、今、選挙管理委員長のほうからお話をいただいた葬儀の件に関して、公職選挙法違反に関しては、ほとんどの町民の方がわかっていません。すると同じように、近いような守るべき、わかるべきようなことも町民の方がわかっていませんので、できましたら、小さい、県の選管のほうに後援会の届け出すると、年間の収支計算書を送るようになっているんですけども、その裏面に、きちんとした、きちんとというか、大ざっぱな格好で公職選挙法違反、寄附の禁止について書いてあります。あれぐらいでもいいですので、町民に皆さんにしっかり知らせることが大事ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（和田寛司君） 金澤選挙管理委員長。

○選挙管理委員会委員長（金澤孝吉君） そう言われるかと思ひまして、例を持ってまいりました。事務局と相談しながら、何らかの形でこういうものを町民に知らしめて、違反のないようにしていくように努力したいと思います。

以上です。

○議長（和田寛司君） 尾形議員。

○9番（尾形裕之君） ありがとうございました。よろしく願いいたします。

ところで、五戸町で該当する人がいない、ということは、その現場を見た場合、例えば私が見た場合、選挙管理委員会に申し出ればいいのでしょうか。

○議長（和田寛司君） 金澤選挙管理委員長。

○選挙管理委員会委員長（金澤孝吉君） 警告等については選管として行えるんですけども、それを検挙するとかというのは権限がございませんので、もしそれが明確になれば警察のほうで対処するということになります。

○議長（和田寛司君） 尾形議員。

○9番（尾形裕之君） そうしますと、選管に行くより警察に行ったほうがいいわけですか。

○議長（和田寛司君） 金澤選挙管理委員長。

○選挙管理委員会委員長（金澤孝吉君） 率直にいきますと、そのほうが早いです。

○議長（和田寛司君） 尾形議員。

○9番（尾形裕之君） そうしますと、警察に行く際は、例えば枕花を見た、ということ通告すればそれで済むものなのでしょうか。

○議長（和田寛司君） 金澤選挙管理委員長。

○選挙管理委員会委員長（金澤孝吉君） 問題は、先ほど言いましたように、6親等の親族の中に入るかどうかというものは、選管としてはなかなかつかみにくいというふうになりますので、その辺の調査というのは慎重にして、下手するとその人の名誉を傷つけることとなりますので、慎重にしていかなざるを得ないんだろうというふうに思います。

○議長（和田寛司君） 尾形議員。

○9番（尾形裕之君） それと、私も以前にそういうのを目撃したことがございまして、親族かどうか、わからなかったんですけども、もう一つの事例で、例えば私、尾形商店といます。家の中で社長もしていると。社長と書かなくても会社の名前だけで盛り花を出しても、それは許しがたいというような県の選管の話だったんですけども、それは本当でしょうか。

○議長（和田寛司君） 金澤選挙管理委員長。

○選挙管理委員会委員長（金澤孝吉君） それが正しいかどうかについてははっきり言えませんけれども、会社名でのみ出した場合には、その会社の代表者が誰であるかということが明確でない限り、該当しないと思います。

○議長（和田寛司君） 尾形議員。

○9番（尾形裕之君） それと、選挙、候補者である場合はもちろんそうなんですけれども

も、現役の議員じゃなくても、候補者であればそうですね。ただ、候補者でなくて、選挙が終わってから県のほうに後援会活動を申請していますよね。解散しない限りは後援会の看板はかけておきますわな。そういう場合、こういう枕花とか寄附行為、192条の2に該当するようなことがあった場合どうなるのでしょうか。

○議長（和田寛司君） 金澤選挙管理委員長。

○選挙管理委員会委員長（金澤孝吉君） それは当然違反になります。後援会が存在している以上。

○議長（和田寛司君） 尾形議員。

○9番（尾形裕之君） ありがとうございます。金澤委員長も12月3日のお通夜に私と一緒にいたと思います。見たんじゃないかなと思います。あとほかに町長もどこかの葬儀でどなたかのあれを見たと思います。また、ここにいらっしゃる議員の方も多くの方が見たかもしれません。慎み深い五戸町でございますので、そういうことはやらないだと思いますけれども、まず、先ほども申し上げました、お願いしました、町民の皆さんにそれをきちっと知らしめることにして、より厳しい選挙体制、公職選挙法違反をなくすような格好をつくっていただきたいなと思います。よろしくお願いします。

次に、3番目の第9分団ポンプ自動車購入の件についてです。

これは、先ほどの答弁の中で、解約になった理屈はよくわかりました。ただ、9分団は後回しにして、再入札をしないで、次年度その次の分団のやるという話なんですけど、当初聞いたところでは、そういう話じゃなかったんじゃないかなと思ったんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（和田寛司君） 佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木万悦君） 今、町長が言いましたけれども、9分団の仕様は、議員全員協議会でも申し上げましたけれども、仕様がちょっと、いすゞのメーカーで前タンクで、しかもステンレスという仕様です。これだと、確実にできるという業者が今のところ1社しかありません。できるかもしれないというのが2社。それから、ステンレスをポリにするとできるというのが1社ということで、そうなると、公平性というところで問題があるということで、9分団のほうには仕様を、例えばステンレスをポリにしてもらえとか、そういうようなところを了解してもらえると、4社なりになるんですけども、今の仕様ですと確実に1社だけということで、9分団ではちょっと難しいであろうと。入札は難しいであろうということで、9分団がいいということになれば入札をできますけれども、今の状況ではまだ回答

いただいておりますので、そうすると、次の分団というふうになろうかなというふうを考えております。

以上です。

○議長（和田寛司君） 尾形議員。

○9番（尾形裕之君） 次というのは、粒ヶ谷地の分団ですか。11分団。来年度11分団の入札をするということですか。

○議長（和田寛司君） 佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木万悦君） そういうことです。分団の消防車が年度ごとに一応計画がされております。年数がたっているところということで。次が11分団ということになります。

○議長（和田寛司君） 尾形議員。

○9番（尾形裕之君） それは普通に入札をして行うんですね。

○議長（和田寛司君） 佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木万悦君） 入札をして行います。

○議長（和田寛司君） 尾形議員。

○9番（尾形裕之君） わかりました。

それでは、次、3番目の仕様書に分団でも要望していない長野式ポンプのことがあるんだけど、先ほど、御説明を聞いたんですけども、ちょっとよく理解できません。分団のまず要望は、いつ聞いて、いつそれぞれの業者に流したんでしょうか。

○議長（和田寛司君） 佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木万悦君） 9分団という、次年度、前年度からそういう計画でいたわけですので、分団のほうでは、その間に種々検討していたというふうに思います。

仕様書ができる段階では分団の要望ができて上がっていたのではないかと思います。

○議長（和田寛司君） 尾形議員。

○9番（尾形裕之君） 分団の要望は、3月の中旬にはもう上がっているはずなんです。3月末にある業者に分団の要望を説明しているんです。4月の初めにまた別の業者に説明しているんです。先ほど、課長が言いましたいすゞの件と、それからポンプは補助席の裏の中央という、きちっとした話でその話はその業者から伺いましたけれども、そのように伺っているということだったんです。7月とかではなくて、そこまで分団の話を聞いていると、なぜ長野式ポンプがいきなり話が出てきているのかなというところが、不思議でたまらないんですよ。長野式ですよということを分団の要望を持って、3月の末、4月8日だったかな、そ

の辺に説明しているはずなんですよ。でも長野式ポンプの話は一つも出てこなくて、先ほど言った、課長も十分わかっているいすゞの話と中央にポンプ、補助席の後ろにポンプが欲しいという、この2点だけだったんだそうです。いつその長野式ポンプという話がどこからどう出て仕様書に書かれたんでしょうか。

○議長（和田寛司君） 佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木万悦君） この今のいすゞとポンプが中央にという件については、特に長野式ということではなくて、全てのメーカーというか、できないところもあるかとは思いますが、今のポンプの主流が大体中央から前のほうというふうになっているようには聞いております。私、その3月に誰が誰に説明したということはちょっと伺っておりませんでした。

以上です。

○議長（和田寛司君） 尾形議員。

○9番（尾形裕之君） GM、そこに3月末に説明したんです。担当も在席しています。4月8日は八鉄です。担当もちゃんと在席しています。何で、いつ、だからもう一回聞きたいけれども、長野式ポンプというのいつどこから浮上してきたんでしょう。課長は把握していませんか。

○議長（和田寛司君） 佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木万悦君） 長野式ポンプというのはどういうものかというところもちょっと私はちょっと。長野というか、そのメーカーとしてはそういうところがあるというのは担当から聞いております。

○議長（和田寛司君） 尾形議員。

○9番（尾形裕之君） 非常に不思議なんですよ。仕様書を、私が当選してから16年から去年までのやつを全部集めました。そうすると2社だけしか落としていないんですね。互光産業と八鉄、2つです。先ほど話の中で、ポンプの様式とか書くのが普通だといいますけれども、八鉄が落とした場合は普通の仕様書なんですよ。互光産業に落とすときはGMと書いてあるんです。これは100%ですよ。仕様書に書かれたとおりにポンプがそのまま来ているというのが。課長が把握していないというのは担当が何かしたんでしょうか。もう一つ言いますと、ゴールデンウィーク後に担当から岩手商事の方が9分団に行けと言われて行ったんだそうです。何かおかしいですよ、これは。透明性、公明性という話にはちょっとほど遠い。この辺どう御説明していただけますか。

○議長（和田寛司君） 佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木万悦君） 尾形議員がおっしゃっているのは多分、例えば、仕様書の中で主ポンプで例えば製品が、製品名がうたわれていると思うんですけども、そういうのが長野ポンプの製品名を使っているんじゃないかということだと思います。これまでも仕様書をつくる場合には、いろんなメーカーの製品名を載せておりますので、それを例にというか、これと同等以上のものをということで指定しているというふうに考えております。

○議長（和田寛司君） 尾形議員。

○9番（尾形裕之君） だから、それだったら普通に今までの仕様書を見て書けばいいわけですよ。いいですか。この間いただいた仕様書でいいますと、NF75型同等以上、これがいわゆる長野ですよ。おわかりのとおりだと思います。それで、決定的なのが、羽根の枚数なんです。普通は4枚なんです。書かなくてもいいんですけども。それを5枚と書いてある。これは、まさに、そこしかできないんです、5枚だと。何でこういうのが、どこから出てきたか。何を見て書いたんでしょうか。疑えば切りないですよ。何を見て書いたんでしょうか、これは。

○議長（和田寛司君） 佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木万悦君） 何を見て書いたかということの御質問でございますけれども、製品のカタログとかいろいろな資料をもらって、その中から分団と協議して、指定したものだと思いますけれども。

○議長（和田寛司君） 尾形議員。

○9番（尾形裕之君） 真空ポンプ、五翼偏芯ロータリーポンプ、ここに書いてありますよね。分団と相談して、分団と何も相談していないんだそうですよ。これは、どこから話が出てきたんだろうと思います。突然ですよ。どこから出たんでしょう。分団では、分団はそんなことは言っていないと言っていますよ。

○議長（和田寛司君） 暫時休憩いたします。

ここで休憩をとり、「一般質問」の残余については午後2時半より再開いたします。
休憩をいたします。

午後2時8分 休憩

午後2時30分 開議

○議長（和田寛司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1の「一般質問」を続行いたします。

佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木万悦君） 消防ポンプ車の仕様書を作成する段階で、担当者が何社かからカタログをもらって、その中でいろいろな製品を決めるんですけども、これは、もうあくまで分団と相談して、こういうものが欲しいということで載せているものでございます。たまたまそれが長野ポンプの製品ということで、それと同等以上ということで載せております。以上でございます。

○議長（和田寛司君） 尾形議員。

○9番（尾形裕之君） それは、いつ長野ポンプというんですか、岩手商事と接点はいつだったんでしょうか。

○議長（和田寛司君） 佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木万悦君） いつというのは、長野ポンプが町にという意味だとちょっとわからないんですけども、そのいつということがちょっと時期がわかりません。

○議長（和田寛司君） 尾形議員。

○9番（尾形裕之君） 先ほども言いましたけれども、分団と担当者が説明したのは3月の末日なんです。そうしますと、その前に、カタログがもう集まっていなければならないし、分団の要望も聞いていなければなりません。でもその時点では4月、ゴールデンウィーク前の時点では、分団の要望は長野ポンプなんて一つも出ていませんよ。でなければおかしいんだもん、各業者説明をするときに。

○議長（和田寛司君） 佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木万悦君） 今のお話だと、ゴールデンウィークの前後というような話がありましたけれども、もっと前にはもうそういう協議をされているというふうに思います。

○議長（和田寛司君） 尾形議員。

○9番（尾形裕之君） 確かめてきてください。ゴールデンウィーク後というのは、担当が業者に、9分団に行ってきたさいと言った後なんだそうです。それ岩手商事の業者から聞きましたよ、そう言われたと、だから行きましたという話でした。接点、その長野ポンプ、岩手商事といつ会ったのか、いつカタログが来たのか。分団の要望というのがもし長野式であれば、3月末、4月8日にはその業者さんに話していなければならないですよ。話していないというのはやっぱりおかしいんだって、それは。その辺を考えていただきたい。

もう一つは、先ほど合意解約になったと。合意解約になったら当然ペナルティーが発生す

るべきで、来年度以降何年かは入札に参加させないのがいいのではないかなと思うんです。

この2点、休憩挟んでもいいですので、お答えください。

○議長（和田寛司君） 佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木万悦君） それでは、時期はちょっと調べますので、暫時休憩をお願いいたします。

合意解約のほうなんですけれども、ペナルティーがあるかという件でございますけれども、建設業者等指名業者、それからコンサル等については、五戸町建設業者等指名停止要領というのがございまして、この中で指名停止になる場合というふうなのが規定されておりますけれども、今回、物品の関係についてはそういう規定がまだありません。

ペナルティーを課すということになると、契約の条項に基づくものということになると思うんですけれども、これについて明確に不正行為というか、不誠実な行為があったかというのを証明することはなかなかちょっと難しいというふうに考えております。

○議長（和田寛司君） 尾形議員。

○9番（尾形裕之君） まず休憩する前に、そのペナルティーに関してなんですけれども、平成25年、23年、22年、21年、18年、これは、GM型22と書いた仕様書にあるやつです。その中には仕様書に、中央タンク、ポンプは中央にという文言は何もないんですよ。ですから、あえて今の仕様書に書いたんです、分団の要望で。そうしますと、こちらとしては何らミスはないんです。本来ならばそれで質問しなければならぬ。中央というのほどこのことでしょうと。何らこちらに落ち度はなくて、逆に向こうのほう勝手に勘違いしたんですもん。大きな落ち度はないけれども、解約という、入札をして、それも議会を通してしまって、これはちょっと考えにくいですよ。これはやはり嚴重なペナルティーが欲しいし、前も9月議会で申しあげましたとおり、物品指名入札審査会なるものつくって規約をつくって9月の時点につくればよかったんですよ。失敗しましたな。今後でもいいのでつくっていただければなと思います。そのペナルティーをどうするこうするに関しても、その物品入札審議会のほう、きちっと進めていただければなと思います。まず、そっちのほう、休会するなら休会していただいてお聞きになってきてください。お願いします。

○議長（和田寛司君） 暫時休憩をいたします。

午後2時36分 休憩

午後2時44分 開議

○議長（和田寛司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木万悦君） 担当から仕様書作成までのプロセスというか、その辺を聞いてきました。その結果、私もちょっと答弁誤っていたところがありました。

3月1社、4月に2社を役場のほうに呼んで、分団のほうに要望を聞いてくださいということで、連絡をしておるそうです。その要望を分団でしたものを取りまとめ、分団と2回程度打ち合わせをしまして、6月の中旬に仕様が決まって入札というような形だということでございます。

以上です。

○議長（和田寛司君） 尾形議員。

○9番（尾形裕之君） だから、岩手商事といつの時期に接点があったんですか。

○議長（和田寛司君） 佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木万悦君） 日にちまでははっきりしていないんですが、4月ということでございます。

○議長（和田寛司君） 尾形議員。

○9番（尾形裕之君） 3月の末、4月の中旬なんでしょうけれども、出ているんですよ。そのときには分団の要望をその業者たちが聞いているんですよ。そうすると、その前に要望を聞いている、仕様書はもうできていなければならない話、本当は。ところが、話ししてから仕様書ができるまでの間に変わってしまっているの、分団の要望が。疑わしいのが担当は5月のゴールデンウィーク後に行きなさいと、9分団に。岩手商事に言ったというんだもの。おかしいだろうという話になってくるわけです、みんな。できた仕様書が出てくれば、岩手商事の今までの例からいったら、仕様書を書けばそのまま入札が決まってしまっているんだもん、おかしいんじゃないかという話になってくるんです、みんな。それが納得できないんですよ。質問の趣旨がわかっていただいたでしょうか。

ですから、本来分団の要望書が仕様書に入っているのは入っています。でも、長野ポンプ式ということは分団の要望ではないのに分団の要望ということになっていると。おかしいんじゃないかと。消防団長にも私は確認しました。そしたら消防団長は、分団の要望なんだと。そういう話でした。

ですから、9月の決算のときに団長のほうから陳情っぽい提案がありましたよね。9分団の思いのとおりポンプを何とかつくっていただきたいと。ただ、それだと合わないんだよ、

分団の要望というのと、仕様書がまず根本的に。なぜそうなったんだろうと。話が食い違って来るんですよ。分団の要望を聞いて、それを各業者に4月に話しているんです。本来だったら、その話している内容が仕様書どおりであれば、その仕様書どおりのものが各業者に話が流れていかなければならないわけですよ。それが矛盾してしまうと。突然、岩手商事の長野式ポンプが入ってきたような感じなんです。それがみんな納得いかないというんですね。私も納得いきませんし。

このところをどういうふうに説明していただけるのかと。誰かの関与があったのかと。そんな話までうわさになりますよ。ただでさえここまで来る間に、ことし入札した互光産業になったポンプが11分団に行くんだと。そんなうわさにまでなってしまったんですよ、ひとり歩きして。それも協議会が開かれる前でしたから我々も知らないし、知らないのにそういう話がひとり歩きしていると。誰がそんな話を出してきているんだと。みんな変なことで憶測してしまうんです。

前も言いました。6月に、変なうわさが飛び交ってしまうと、消防に関しては。ポンプに関しては。これを何としてもそういうようなことないような格好にしていきたい。と言いながらも、今回も9分団で入札したのが11分団に行ってしまうという話だと。あっと驚きですよ。

課長、なかなかまだ把握できていないのかもしれませんが。とにかくいろんなことが疑われるような行動をとらないほうがいい。課長の部下なんですよ、担当は。団長の部下じゃないんです。疑われるような行動をとってしまっているから余計変に思ってしまう。担当だって一生懸命、若いから一生懸命やっているつもりが、ついついそういうふうに見られてしまうかもしれません。

ともあれ、早目に物品指名審査委員会をつくっていただいでやっていただきたいと思います。

ペナルティーは納得したのか納得しないのかという話がありましたけれども、あくまでペナルティーをしていただきたいと。これはもうそれしか言いようございません。私も今回で最後の議会の場でございますので、そのことを平に要望して最後にしたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（和田寛司君） これをもって「一般質問」を終結いたします。

○議長（和田寛司君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

明15日は、午前10時から本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

午後2時53分 散会

議 事 日 程 第 3 号

平成27年12月15日（火曜日）午前10時開議

- 第 1 議案第81号から議案第94号まで (質疑、委員会付託省略、討論、採決)
- 第 2 議案第95号 教育委員会委員の任命について (町長提出)
- 第 3 議案第96号 人権擁護委員の候補者の推薦について (町長提出)
- 第 4 議案第97号 人権擁護委員の候補者の推薦について (町長提出)
- 第 5 議案第98号 人権擁護委員の候補者の推薦について (町長提出)
- 第 6 陳情第10号 (委員長報告、質疑、討論、採決)
- 第 7 議会案第5号 社会資本整備を国の責任で実施する東北地方整備局青森河川国道事務所の存在を求める意見書案 (若宮佳一議員外5名提出)

○ 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第81号から議案第94号まで (質疑、委員会付託省略、討論、採決)
- 日程第 2 議案第95号 教育委員会委員の任命について (町長提出)
- 日程第 3 議案第96号 人権擁護委員の候補者の推薦について (町長提出)
- 日程第 4 議案第97号 人権擁護委員の候補者の推薦について (町長提出)
- 日程第 5 議案第98号 人権擁護委員の候補者の推薦について (町長提出)
- 日程第 6 陳情第10号 (委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第 7 議会案第5号 社会資本整備を国の責任で実施する東北地方整備局青森河川国道事務所の存在を求める意見書案 (若宮佳一議員外5名提出)

○ 出席議員 17名

議 長	和 田 寛 司 君	副 議 長	大 沢 博 君
3 番	大久保 均 君	4 番	高 山 浩 司 君
5 番	根 森 隆 雄 君	6 番	鈴 木 繁 盛 君
8 番	若 宮 佳 一 君	9 番	尾 形 裕 之 君
10 番	松 山 泰 治 君	11 番	川 村 浩 昭 君
12 番	沢 田 良 一 君	13 番	古 田 陸 夫 君

1 4 番 三 浦 專治郎 君

1 5 番 中川原 賢 治 君

1 6 番 中 里 公志郎 君

1 7 番 柏 田 雅 俊 君

1 8 番 三 浦 俊 哉 君

○ 欠席議員 な し

○ 事務局出席職員氏名

事 務 局 長 中川原 光 亮 君 調 査 班 長 櫻 井 篤 史 君

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長 三 浦 正 名 君 副 町 長 鳥谷部 禮三郎 君

総 務 課 長 佐々木 万 悦 君 企 画 振 興 課 長 小 村 一 弘 君

税 務 課 長 金 子 尚 弘 君 福 祉 保 健 課 長 鈴 木 裕 之 君

住 民 課 長 酒 井 正 志 君 農 林 課 長 畑 山 敦 夫 君

建 設 課 長 山 下 淳 君 会 計 管 理 者 平 野 泰 雄 君

総合病院事務局長 服 部 勤 君

教 育 委 員 会

委 員 長 高 村 國 昭 君 教 育 長 高 橋 正 之 君

教 育 課 長 佐々木 啓 君

農 業 委 員 会

会 長 三 浦 房 雄 君 事 務 局 長 齊 藤 武 美 君

選挙管理委員会

委 員 長 金 澤 孝 吉 君

代表監査委員 中川原 美智子 君

午前10時 開議

○議長（和田寛司君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付いたしたとおりであります。

○議長（和田寛司君） 日程第1「議案第81号から議案第94号まで」の14件を一括して議題といたします

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（和田寛司君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております「議案第81号から議案第94号まで」の14件については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（和田寛司君） 異議なしと認めます。

よって、「議案第81号から議案第94号まで」の14件については、委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（和田寛司君） 討論なしと認めます。

これより「議案第81号から議案第94号まで」の14件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

「議案第81号から議案第94号まで」の14件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（和田寛司君） 異議なしと認めます。

よって、「議案第81号から議案第94号まで」の14件は、原案のとおり可決されました。

○議長（和田寛司君） 日程第2「議案第95号 教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、提案理由の説明を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（和田寛司君） 異議なしと認めます。

よって、本案については提案理由の説明を省略することに決定しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（和田寛司君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております「議案第95号」については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（和田寛司君） 異議なしと認めます。

よって、「議案第95号」は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（和田寛司君） 討論なしと認めます。

これより「議案第95号」を採決いたします。

お諮りいたします。

「議案第95号」は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（和田寛司君） 異議なしと認めます。

よって、「議案第95号」は、これに同意することに決定しました。

○議長（和田寛司君） 日程第3「議案第96号 人権擁護委員の候補者の推薦について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、提案理由の説明を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（和田寛司君） 異議なしと認めます。

よって、本案については、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（和田寛司君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております「議案第96号」については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（和田寛司君） 異議なしと認めます。

よって、「議案第96号」は委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（和田寛司君） 討論なしと認めます。

これより「議案第96号」を採決いたします。

お諮りいたします。

「議案第96号」は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（和田寛司君） 異議なしと認めます。

よって、「議案第96号」は、これに同意することに決定しました。

○議長（和田寛司君） 日程第4「議案第97号 人権擁護委員の候補者の推薦について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、提案理由の説明を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（和田寛司君） 異議なしと認めます。

よって、本案については、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（和田寛司君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております「議案第97号」については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（和田寛司君） 異議なしと認めます。

よって、「議案第97号」は委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（和田寛司君） 討論なしと認めます。

これより「議案第97号」を採決いたします。

お諮りいたします。

「議案第97号」は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（和田寛司君） 異議なしと認めます。

よって、「議案第97号」は、これに同意することに決定しました。

○議長（和田寛司君） 日程第5「議案第98号 人権擁護委員の候補者の推薦について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、提案理由の説明を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（和田寛司君） 異議なしと認めます。

よって、本案については、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（和田寛司君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております「議案第98号」については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（和田寛司君） 異議なしと認めます。

よって、「議案第98号」は委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（和田寛司君） 討論なしと認めます。

これより「議案第98号」を採決いたします。

お諮りいたします。

「議案第98号」は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(和田寛司君) 異議なしと認めます。

よって、「議案第98号」は、これに同意することに決定しました。

○議長(和田寛司君) 日程第6「陳情第10号」を議題といたします。

経済常任委員長から、委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

経済常任委員長、沢田良一議員。

[経済常任委員長 沢田良一君 登壇]

○経済常任委員長(沢田良一君) 陳情審査報告。

経済常任委員会が平成27年12月10日付で付託を受けました「陳情第10号 社会資本整備を国の責任で実施する東北地方整備局青森河川国道事務所の存続を求める陳情」につきまして、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

審査の結果につきましては、特に申し上げることもなく、その結果につきましては、お手元に配付されております「陳情審査報告書」のとおりでありまして、陳情第10号は採択すべきものと決定しました。

なお、採択すべきものと決定いたしました「陳情第10号」につきましては、陳情の趣旨により、議会案をもって意見書を内閣総理大臣、総務大臣、衆議院議長及び参議院議長に提出することに意見が一致いたしました。

以上、御報告を終わります。

[経済常任委員長 沢田良一君 降壇]

[陳情審査報告書 巻末掲載]

○議長(和田寛司君) これより、ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(和田寛司君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(和田寛司君) 討論なしと認めます。

これより「陳情第10号」を採決いたします。

「陳情第10号」に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りいたします。

「陳情第10号」は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(和田寛司君) 異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

○議長(和田寛司君) 日程第7「議会案第5号 社会資本整備を国の責任で実施する東北地方整備局青森河川国道事務所の存続を求める意見書案」を議題といたします。

提案者を代表して、松山泰治議員から提案理由の説明を求めます。

松山泰治議員。

[10番 松山泰治君 登壇]

○10番(松山泰治君) ただいま議題となりました「議会案第5号」について、提案理由の説明を行います。

説明は、お手元に配付されております意見書案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

社会資本整備を国の責任で実施する東北地方整備局青森河川国道事務所の
存続を求める意見書

地方分権改革推進委員会は、平成20年12月8日の第二次勧告で、政府の地方分権、道州制導入、公務員削減の推進を決定した「基本方針2007」の具体化としての地方出先機関の廃止勧告を行いました。その内容は、財界が求める将来の道州制を展望した組織体制を準備するものにほかなりません。

第2次安倍自公政権は、道州制導入と地方出先機関の廃止を一緒にすすめるとの方針を示し、2013年8月29日には、第4回有識者会議を開き、年内の閣議決定と通常国会への法案の提出方針を明らかにしました。これまで、第1次から第4次までの「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(一括法)が成立しています。これらの法案から、国が国民に対する責務をもった行政を、外交・防衛を除き、「道州」へ、都道府県と市町村の行政を「基礎自治体」に担わせることが明らかになってきました。現在、自民党が検討し2015年の通常国会への提出・成立をめざしている基本法案で

は、道州制について外交や防衛などを除く国の事務は道州に移譲し、道州の下に置く基礎自治体に、現在の都道府県と市町村の権限を持たせることを明記し、具体的な制度設計は「道州制国民会議」で議論するとしています。この法案が成立すると、2017年度以降の「道州制度」の実施で、国の地方出先機関の廃止、47都道府県の廃止、新たな基礎自治体という国・地方の行政制度が激変することとなります。

社会資本整備は、日本国民に対して、日本国憲法の下で全国平等の利益を保障するための国の責任と義務をもった事業です。国土交通省東北地方整備局青森河川国道事務所がおこなっている業務は、日本の特異な地形がもたらす台風・集中豪雨による急激な河川の増水による洪水から、岩木川・馬淵川流域の地域住民の命と財産を守る河川事業、地域経済の大動脈としての国道の改築・維持修繕・交差点改良・冬期の交通網の確保をする雪寒作業などによって、青森県内の経済活動と生活を支える重要な国道事業であり、地域と密着した行政機関としての任務をもっています。岩木川・馬淵川水系では百年に一度の確率で降る雨による洪水時に、多くの水防活動を必要とする箇所があります。

こうした青森県に生活する県民の安全、安心のためにも危険箇所を一日でも早く解消することや、全国に遅れている道路網整備のための公共事業費の予算配分を確保するとともに、減災・維持管理に重点配分をする必要があることから、引き続き、青森河川国道事務所の存続を求めるものであります。

よって、以下の事項について実現を図ることを求めます。

- 1 社会資本整備と管理は、引き続き国の責任で実施すること。
- 2 岩木川・馬淵川、国道4号・7号・45号・101号・104号の改修・改築・維持管理を担う国土交通省東北地方整備局青森河川国道事務所を存続すること。
- 3 全国に遅れている青森県内の社会資本整備の推進と減災・維持管理に重点的予算配分をすること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成27年12月15日

内閣総理大臣 安倍晋三様

総務大臣 高市早苗様

衆議院議長 大島理森様

参議院議長 山崎正昭様

青森県五戸町議会

以上であります。

〔10番 松山泰治君 降壇〕

○議長（和田寛司君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（和田寛司君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております「議会案第5号」については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（和田寛司君） 異議なしと認めます。

よって、「議会案第5号」は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（和田寛司君） 討論なしと認めます。

これより「議会案第5号」を採決いたします。

お諮りいたします。

「議会案第5号」は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（和田寛司君） 異議なしと認めます。

よって、「議会案第5号」は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました「議会案第5号」の意見書の提出については、私に一任願いたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（和田寛司君） 異議なしと認めます。

よって、そのとおり決定しました。

○議長（和田寛司君） 以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

町長から御挨拶があります。

三浦町長。

〔町長 三浦正名君 登壇〕

○町長（三浦正名君） 五戸町議会第34回定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今定例会におきましては、提出いたしました諸議案につきまして、慎重なる御審議をいただきました結果、いずれも原案のとおり御決定を賜りまして、まことにありがとうございます。

さて、ことしも残すところあと半月となりました。ことしの五戸町もいろいろなことがありましたが、大きな災害の発生がなかったのは一番よかったのではないかと思います。来年も災害のない明るい話題の多い五戸町であってほしいと思います。

ところで、五戸町議会の皆様方にとりまして、任期中最後の定例会となりました。議員各位にはこれまで五戸町の発展、町民福祉の向上に御尽力を賜りましたことに対しまして、深く感謝を申し上げる次第であります。

議員各位におかれましては、再選を目指す方、あるいは勇退される方、道はそれぞれかと存じますが、出馬される方には御健闘をお祈り申し上げ、勇退される方には今後ますますの御健勝をお祈り申し上げます。

最後になりますが、これから本格的な冬を迎えますので、皆様方にはくれぐれも御健康に留意され、御多幸な新年を迎えられますことをお祈り申し上げまして、私のお礼の挨拶といたします。

御苦労さまでございました。

〔町長 三浦正名君 降壇〕

○議長（和田寛司君） これにて五戸町議会第34回定例会を閉会いたします。

午前10時22分 閉会

署 名

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

五戸町議会議長 和 田 寛 司

会議録署名議員 松 山 泰 治

会議録署名議員 川 村 浩 昭

会議録署名議員 沢 田 良 一

第33回定例会閉会（9月16日）以後の諸般の報告（63）

1 9月16日議長は、去る9月10日招集の第33回定例会の付議事件を全部議了し本日閉会した旨、町長、教育委員会委員長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員及び欠席した川村浩昭議員に通知した。

1 9月16日議長は、第33回定例会の会議の結果を地方自治法第123条第4項の規定により町長に報告した。

1 9月16日議長は、議員全員協議会の開催を、次のとおり各議員に通知した。

日 時 平成27年9月16日（水） 本会議閉会后

場 所 五戸町役場 第1・第2委員会室

案 件 議会運営委員会報告「陳情に関する取扱いについて」

1 9月16日議長は、第33回定例会の議決を経た次の意見書を関係行政庁に通知した。

外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書

政府による米価対策を求める意見書

1 9月24日民生常任委員長から、次のとおり委員会を招集した旨の通知を受理した。

日 時 平成27年10月5日（月） 午後1時30分

場 所 五戸町役場 第3委員会室

事 件 所管事務調査

（老人福祉施設及び児童福祉施設の管理運営状況について）

1 9月30日総務常任委員長から、次のとおり委員会を招集した旨の通知を受理した。

日 時 平成27年10月21日（水） 午後1時30分

場 所 五戸町役場 3階会議室

事 件 所管事務調査

（旧又重小学校廃校利用の状況について、空き家の実態について、旧豊間内小学校廃校利用（資料館）の進捗状況について）

1 9月30日経済常任委員長から、次のとおり委員会を招集した旨の通知を受理した。

日 時 平成27年10月21日（水） 午後3時30分

場 所 五戸町役場 議会図書室

事 件 所管事務調査

（県道五戸六戸線について、国道454号線について）

1 9月30日監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により次の報告書が提

出されたので、議長は即日これを各議員に配付した。

例月出納検査結果について（8月分）

- 1 10月5日広報常任委員長から、次のとおり委員会を招集した旨の通知を受理した。

日 時 平成27年10月14日（水） 午後4時

場 所 五戸町役場 3階会議室

事 件 議会広報 第17号の編集について

- 1 10月20日議長は、町長から依頼のあった議員全員協議会の開催を、次のとおり各議員に通知した。

日 時 平成27年10月27日（火） 午前10時

場 所 五戸町役場 第1・第2委員会室

案 件 五戸町まち・ひと・しごと創生総合戦略（素案）について

- 1 10月20日広報常任委員長から、次のとおり委員会を招集した旨の通知を受理した。

日 時 平成27年10月27日（火） 議員全員協議会閉会后

場 所 五戸町役場 3階会議室

事 件 議会広報 第17号の編集について

- 1 10月29日監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により次の報告書が提出されたので、議長は即日これを各議員に配付した。

例月出納検査結果について（9月分）

- 1 議員派遣の報告について

11月9日三戸郡町村議会議員研修会に参加した議員から、次のとおり議長に報告があった。

日 時 平成27年11月6日（金） 午後3時

場 所 三戸町 住谷野「鴛鴦殿」

報告概要 講師

八戸市長 小林 眞 氏

研修内容

「八戸市のまちづくりと広域連携」についてと題して講演が行われた。

出席議員 和田寛司、大沢博、大久保均、高山浩司、根森隆雄、鈴木繁盛、若宮佳一、尾形裕之、川村浩昭、沢田良一、古田陸夫、三浦専治郎、中川原賢治、中里公志郎、三浦俊哉（15名）

1 11月24日町長から、五戸町議会第34回定例会を来たる12月10日に五戸町役場議場に招集した旨の通知書を受理したので、議長は即日これの参集を各議員に通知した。

1 11月24日議長は、第34回定例会において会議規則第61条の規定による一般質問を許可する予定につき、質問事項があれば12月1日午後5時までに通告されるよう各議員に通知した。

1 11月24日議会運営委員長から、次のとおり委員会を招集した旨の通知書を受理した。

日 時 平成27年12月2日（水） 午前10時

場 所 五戸町役場 3階会議室

事 件 （1）第34回定例会の会期日程について
（2）提出議案の取扱いについて
（3）一般質問について
（4）その他

1 11月27日監査委員から、地方自治法第199条第9項に規定により次の報告書が提出されたので、議長は即日これを各議員に配付した。

定期監査の結果について

1 11月27日監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により次の報告書が提出されたので、議長は即日これを各議員に配付した。

例月出納検査結果について（10月分）

1 11月27日監査委員から、地方自治法第199条第9項の規定により次の報告書が提出されたので、議長は即日これを各議員に配付した。

財政援助団体監査の結果について

1 12月2日町長から、第34回定例会に付議する次の事件が送付されたので、議長は即日これを各議員に配付した。

議案第81号 五戸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例案

議案第82号 五戸町町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案

議案第83号 五戸町介護保険条例の一部を改正する条例案

議案第84号 五戸町営牧場条例の一部を改正する条例案

議案第85号 平成27年度五戸町一般会計補正予算（第4号）

- 議案第 86 号 平成 27 年度五戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 87 号 平成 27 年度五戸町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 88 号 平成 27 年度五戸町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 89 号 平成 27 年度五戸町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 90 号 平成 27 年度五戸町農業集落排水処理施設事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 91 号 平成 27 年度五戸町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 92 号 平成 27 年度五戸町住宅用地造成事業等特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 93 号 平成 27 年度五戸町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 94 号 平成 27 年度五戸町病院事業会計補正予算（第 2 号）

1 12月2日議長は、地方自治法第121条の規定により第34回定例会に出席するよう、町長、教育委員会委員長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長及び代表監査委員に要求するとともに、その委任または囑託を受けた者の職氏名を速やかに通知くださるよう依頼した。

1 12月2日町長、教育委員会委員長及び農業委員会会長から、第34回定例会における説明のため委任した者の職氏名は次のとおりである旨の通知書を受理した。

副町長	鳥谷部 禮三郎	総務課長	佐々木 万悦
企画振興課長	小村 一弘	税務課長	金子 尚弘
福祉保健課長	鈴木 裕之	住民課長	酒井 正志
農林課長	畑山 敦夫	建設課長	山下 淳
会計管理者	平野 泰雄	総合病院長	蝦名 宣男
総合病院事務局長	服部 勤		
教育委員会			
教育長	高橋 正之	教育課長	佐々木 啓
農業委員会			
事務局長	齊藤 武美		

- 1 12月2日議長は、12月1日までに通告された第34回定例会における次の一般質問を町長、教育委員会委員長及び選挙管理委員会委員長に通知した。

質問者	質問方式	質問事項
柏田雅俊	一問一答	1. 五戸町の表彰について 2. 五戸町の教育の現状について
根森隆雄	一括	1. 農業における人手不足について 2. 五戸川の治水について
大久保均	一問一答	1. 平成28年度予算編成に対する基本方針について 2. 企業誘致及び地場産業に対する優遇制度について 3. 五戸町污水处理基本構想について
川村浩昭	一問一答	1. 防災について 2. 夢の森ハイランド現金盗難について
尾形裕之	一問一答	1. 五戸総合病院の改善について 2. 公職選挙法違反について（葬儀に関して） 3. 第9分団のポンプ自動車購入の件について

- 1 12月2日議長は、町長から依頼のあった議員全員協議会の開催を、次のとおり各議員に通知した。

日時 平成27年12月10日（木）本会議散会后

場所 五戸町役場 第1・第2委員会室

案件 (1) 小・中学校屋内運動場耐震改修事業の変更について

(2) 五戸町営牧場の指定管理者制度の導入について

(3) 消防ポンプ自動車売買契約の合意解約と再入札について

- 1 12月2日総務常任委員長から、次のとおり委員会を招集した旨の通知書を受理した。

日時 平成27年12月10日（木）議員全員協議会閉会后

場所 五戸町役場 3階会議室

事件 陳情審査（継続審査）

陳情第6号 「安全保障関連法案」の廃案を求める意見書採択の陳情

1 12月2日経済常任委員長から、次のとおり委員会を招集した旨の通知書を受理した。

日 時 平成27年12月10日(木) 議員全員協議会閉会后

場 所 五戸町役場 議会図書室

事 件 (1) 陳情審査(継続審査)

陳情第 4号 TPP交渉に関する陳情

陳情第 8号 TPP日米協議の合意内容を明らかにし、国会決議
に違反する合意の撤回を求める陳情

(2) 陳情審査(予定)

陳情第10号 社会資本整備を国の責任で実施する東北地方整備局
青森河川国道事務所の存続を求める陳情

陳 情 文 書 表				
受理 番号	受理年月日	件 名	陳情者の住所及び氏名	付託委員会
10	平成27年 11月26日	社会資本整備を国の責任で実施する東北地方整備局青森河川国道事務所の存続を求める陳情	青森県青森市中央三丁目 20-38 陳情団体 国土交通労働 組合 執行委員長 田嶋 正樹	経 済 常 任 委 員 会

平成27年12月10日以後の諸般の報告（64）

- 1 12月10日議長は、同日招集の「第34回定例会会期日程」を次のように定めた旨、町長、教育委員会委員長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長及び代表監査委員に通知した。

五戸町議会第34回定例会会期日程			会期6日間	
月日	曜	種別	内容	開議時刻
12月10日	木	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案一括上程、町長提案理由の説明 陳情の委員会付託	午前10時
		常任委員会	陳情審査	議員全員協議会閉会后
12月11日	金	休会		
12月12日	土	休会		
12月13日	日	休会		
12月14日	月	本会議	一般質問	午前10時
12月15日	火	本会議	議案の質疑、委員会付託省略、討論、採決 追加議案提出、質疑、委員会付託省略、討論、採決 閉会	午前10時

- 1 12月10日経済常任委員長から、次の報告書が提出された。

陳情審査報告書

- 1 12月10日議会運営委員長から、次のとおり委員会を招集した旨の通知書を受理した。

日時 平成27年12月14日（月） 本会議散会后

場所 五戸町役場 3階会議室

事件 議会案の取り扱いについて

- 1 12月10日広報常任委員長から、次のとおり委員会を招集した旨の通知書を受理した。

日時 平成27年12月15日（火） 本会議閉会后

場 所 五戸町役場 3階会議室
事 件 議会広報 第18号の編集について

平成27年12月10日

五戸町議会議長 和田寛司様

経済常任委員長 沢田良一

陳情審査報告書

本委員会に付託の陳情を審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記

受理番号	受理年月日	件名	陳情者の住所及び氏名	委員会の意見	審査結果	措置
10	平成27年11月26日	社会資本整備を国の責任で実施する東北地方整備局青森河川国道事務所の存続を求める陳情	青森市中央三丁目20-38 国土交通労働組合東北建設支部青森分会 執行委員長 田嶋 正樹	願意妥当	採 択	

平成27年12月14日以後の諸般の報告（65）

- 1 12月15日町長から、追加議案が送付されたので、議長は即日これを各議員に配付した。

議案第95号 教育委員会委員の任命について

議案第96号 人権擁護委員の候補者の推薦について

議案第97号 人権擁護委員の候補者の推薦について

議案第98号 人権擁護委員の候補者の推薦について

- 1 12月15日経済常任委員長から、次の申出書がそれぞれ提出された。
閉会中の継続審査申出書

平成27年12月15日

五戸町議会議長 和田寛司様

経済常任委員長 沢田良一

閉会中継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について、次により閉会中もなお継続審査を要するものと決定したから、会議規則第75条の規定により申し出します。

記

- 1 事 件 陳情第4号 TPP交渉に関する陳情
陳情第8号 TPP日米協定の合意内容を明らかにし、国会決議に違反する
合意の撤回を求める陳情
- 2 理 由 なお慎重に審査する必要があるため